

平成24年6月12日(火曜日)

(会議第3日目)

応招議員

1番	小松孝年	2番	下村勝幸	3番	西村将伸
4番	坂本あや	5番	亀沢徳明	6番	宮地葉子
7番	矢野昭三	8番	山崎正男	9番	藤本岩義
10番	明神照男	11番	森治史	12番	宮川徳光
13番	池内弘道	14番	濱村博	15番	小永正裕
16番	山本久夫				

不応招議員

なし

出席議員

応招議員に同じ

欠席議員

なし

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町長	大西勝也	副町長	植田壯
総務課長	松田博和	情報防災課長	松本敏郎
税務課長	米津芳喜	住民課長	松本輝雄
健康福祉課長	宮川茂俊	農業振興課長	松田二
まちづくり課長	武政登	産業推進室長	森下昌三
地域住民課長	大塚一福	海洋森林課長	浜田仁司
建設課長	森田貞男	会計管理者	濱田啓
教育長	坂本勝	教育次長	金子富太

本会議に職務のため出席した者

議会事務局長 酒井益利

書記 小橋和彦

議事日程第3号

平成24年6月12日 9時00分 開議

日程第1 請願第6号、
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第2 陳情第8号、陳情第9号及び陳情第11号から陳情第13号
(委員長報告・質疑・討論・採決)

日程第3 一般質問

議事の経過

平成24年6月12日
午前9時00分 開会

議長（山本久夫君）

皆さん、おはようございます。

これから本日の会議を開きます。

これより日程に従いまして、議案審議を行います。

これから、日程第1号、3月議会定例会で付託し、継続審査となっていました、請願第6号、インドネシア技能実習生受け入れに関する請願書についてを議題としますが、この件につきましては、地方自治法第117条の規定により、明神照男君は除斥の対象となりますので、明神照男君の退場を求める。

日程第1、請願第6号、インドネシア技能実習生受け入れに関する請願書についてを議題とします。

これより委員長報告を行います。

産業建設常任委員長、矢野昭三君。

産業建設常任委員長（矢野昭三君）

おはようございます。

請願審査結果報告を致します。

請願第6号、付託年月日は24年3月7日でございますので、もし、お手元の配布文書の中で印刷ミスなどございましたら、訂正をお願いします。

件名は、インドネシア技能実習生受け入れに関する請願書をございます。

委員会の意見です。

インドネシア技能実習生受け入れについては、研修の3ヶ月間は県の助成制度があります。また、4ヶ月目からは、実習生として船主との間で雇用関係が生じて賃金が発生し、諸経費、食料費などについては実習生自身も負担しています。

他業種でも、外国人の技能実習生の受け入れ制度があり、ほかの事業者との均衡を図る必要があるため、インドネシア技能実習生受け入れのみについては、現段階では不採択としました。

審査の結果、不採択でございます。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで産業建設常任委員長の報告を終わります。

これから産業建設常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ただ今の委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで産業建設常任委員長に対する質疑を終わります。

これから討論を行います。

請願第6号、インドネシア技能実習生受け入れに関する請願書についての討論を行います。

この請願に対する委員長報告は不採択です。

よって、賛成討論から行います。

初めに、賛成討論はありますか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで請願第6号の討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

本件に対する委員長の報告は不採択です。

しかし、この採択は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

委員長報告が不採択の場合は、原案についての賛否を問うことになっております。

従って、原案の請願第6号、インドネシア技能実習生受け入れに関する請願書について賛成の方の挙手を求めるものであります。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、原案に賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、請願第6号は採択しないことに決定しました。

請願第6号の審議が終了しましたので、明神照男君の入場を許可します。

明神照君は入場してください。

日程第2、陳情第8号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書提出について。陳情第9号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書提出に関する陳情について。陳情第11号、「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書」採択の陳情についてから、陳情第13号、「消費税増税に反対する意見書」を求める陳情書についてまでを一括議題とします。

なお、陳情第10号、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書採択を求める陳情書については、継続審査となりましたので議題とは致しませんが、陳情第10号も含め、各常任委員会からの報告を求めます。

これから委員長報告を行います。

初めに、陳情第9号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書提出に関する陳情について、および陳情第11号、「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書」採択の陳情についてから、陳情第13号、「消費税増税に反対する意見書」を求める陳情書についてまでの委員長報告を行います。

総務常任委員長、森治史君。

総務常任委員長（森 治史君）

それでは、陳情審査結果報告を致します。

陳情9号、日付がちょっと間違っていますので、日付は省かしていただきます。件名は、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書提出に関する陳情についてですが。

これは皆さんとの審議の結果、特に過疎地の方のそういうものが閉鎖されていくことによって、よく、もつと過疎化が進むことと、また、地域の金融機関が消えていくことで高齢者が困っていくということで、委員会では採択ということになりました。

陳情 11 号の方の、「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書」の採択についての陳情につきましては、不採択となりました。

その理由につきましては、比例ですので、その党の方で上位に、位置に上げていただければ通るではないろうかということと、通るということで、ちょっとかみ合わないという、その意見が多かったことと。現在、いわゆる議員定数の削減が求められる中で、これを採択することについて、やはりちょっとまだ、まだじゃなくっておかしいのではないかというような意見がありまして、それとの住民、国民の削減と反比例するというような感じで、その結果、不採択ということになりました。

それと陳情第 12 号、南海大震災に備えて、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを求める陳情につきましては、これは恐らく、そういう会合の中に女性の委員を多く採用してくださいということだと思いますので、この陳情につきましては当然そうであるということで、採択となりました。

陳情第 13 号は、「消費税増税に反対する意見書」を求める陳情書についてですが。これにつきましては、今現在、なかなかその消費税を上げられていくということは、一般住民の生活を圧迫するということで、この今、消費税を上げることに対してはいけないということで、この陳情書につきましては採択ということになりました。

以上、報告を終わります。

議長（山本久夫君）

これで総務任委員長の報告を終わります。

これから総務常任委員長の報告に対する質疑を行います。

ただ今の委員長の報告に対する質疑はありませんか。

明神君。

10 番（明神照男君）

この陳情 11 号が不採択で、それで 13 号が採択になっておるわけです。

確かに文字だけ見たら、国会も議員定数を減さんといかんという考え方がある中で、女性の政治参加を阻む、その比例定例数の削減には反対するということで、ほんで、それだけ見たら分からんこともないとは思う。が、基本的なところでよね、まあ、自らのこの議会も一緒ですけんど。そういうところで考えたときに、自分は不採択いうのはどうかなと思うわけ。

それとともに、今度、この消費税の問題。消費税は、増税には反対やというがを取り上げちよるわけよね。採択しちよる。そこには自分ね、ほんとのところで矛盾が、自分はあらせんろうかというように考えるですが。

そういう意見はなかったですか。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

11 号の方ですが。これにつきましては、当然、女性が政治に進出する、それは結構なことということは皆さん、議員全員分かっております。

けど、ここで一番問題になったのが、その比例定数という言葉で出てきておる関係で。これをどんなに削減

していこうが比例ですので、その政党で順位が上の位置にあれば当選するのではないかという意見に行き着いたがです。何も、その女性が政治に進出することを拒むという結論ではなくって、この内容が何か理解できないという、比例定数ということにも削減を求めしようと。その比例定数を下げる事がええか悪いかいうたときには、先ほど言つたように、今、国民の目は議員削減には向いてますといつても、皆さん、議論の中へ出てきました。けど、一番の問題として挙がってきたのが、比例の中での女性の地位を守るんだったら、その政党で上位の所に位置を女性を上げていただく配慮があれば、女性の数は多く当選するのではないかという意見になりましたので、この内容であつて、ここを不採用ということに決定致しました。

それともう1つ、13号の件ですが。確かに消費税のことにつきましては、ここで止めてええものか、悪いものか、それは委員もなかなか悩ましいとこがあります。あるけど、今現在、上げて本当にいいかということになつた場合に、この収入の少ない人ほど、いわゆる負担増になる消費税に対しては、今のところはやはり認めるべきではないということで、採択と決定致しました。はい。

議長（山本久夫君）

明神君。

10番（明神照男君）

はい、分かりました。

ただ自分、質問さしてもううたのは、根の問題は一緒やと思うがです。

ほんで、この13号について自分、採択しちよるがを反対ということじゃないがです。ただ、これを採択するのであれば、11の方も自分は採択すべきやないかと。11を不採択にするのであれば、この13号も不採択にすべきやないかと。

今、よく言われる、一つ一つの問題で見ると、それぞれ利害、結果としていい悪いが出てくると思うがです。が、こちらはいい、こちらは悪いという判断をする元の部分で考えたときには、自分は先に質問したようによね、同じ考え方でやつたら両方が採択、両方が不採択になる、考えないかんがやないろうかというように自分は思うもんで。ほんで、そういう意見がなかつたですかいふことをお聞きしたわけです。分かりました。

議長（山本久夫君）

委員長。

総務常任委員長（森 治史君）

そういうような、いわゆる11号、13号、根底で一緒のもんだというような意見はありませんでした。はい。

議長（山本久夫君）

ほかに質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで総務常任委員長に対する質疑を終わります。

次に、陳情第8号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書提出について、および陳情第10号、伊方原発の再稼働を認めないと求める意見書採択を求める陳情書についての委員長報告を行います。

教育厚生常任委員長、宮地葉子さん。

教育厚生常任委員長（宮地葉子さん）

教育厚生常任委員会から、陳情についての審査内容について報告致します。

陳情8号の障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書提出について。これは採択になったんですが、今の障害者自立支援法は応納負担ではなくて、応益負担であると。そういう点ではさまざまな問題があつ

て、障がい者が実際生活していくためには大変な問題があるんじゃないかということがこの意見書にも書かれてありまして、そういう話し合いになりました。

そして、障がい者にとっては、自立どころか生活に支障を来しているので、障害者総合福祉法の早期制定を求める意見書には賛同であるということで、採択になりました。

それから陳情 10 号ですが、伊方原発の再稼働を認めないことを求める意見書採択を求める陳情書について。これは継続審議になったんですが、基本的には再稼働には反対であると。原発は人類とは共存はできなくて、まあ地震国日本には造るべきではないというのが基本である。しかし、黒潮町議会として陳情書を出すためには、国のエネルギー政策そのもの、根本的な解決に向けた、そういう内容を出すべきではないか。そのためにはもちろん議会も勉強をして、そういう根本的な問題で出すべきだということで、今回継続にしたらどうだという意見がありました。この意見書を出すことが、また今の国の原発中心のエネルギー政策にも警鐘を鳴らすことになるのでという反対意見もあったんですが、今回は伊方原発の再稼働を認めない。この意見書については継続にすることになりました。

議長（山本久夫君）

これで教育厚生任委員長の報告を終わります。

これから教育厚生常任委員長に対する質疑を行います。

ただ今の委員長の報告に対する質疑はありませんか。

（なしの声あり）

質疑なしと認めます。

これで教育厚生常任委員長に対する質疑を終わります。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

初めに、陳情第 8 号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書提出についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで陳情第 8 号の討論を終わります。

次に、陳情第 9 号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書提出に関する陳情についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

（なしの声あり）

賛成討論はありませんか。

（なしの声あり）

討論なしと認めます。

これで陳情第 9 号の討論を終わります。

次に、陳情第 11 号、「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書」採択の陳情についての討論を行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択です。

よって、賛成討論から行います。

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

反対討論はありませんか。

(宮地議員から「これに反対ですかね。この意見書、原案に」との発言あり)

原案に賛成、反対です。委員長報告に対してではありません。

よろしいですか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで、陳情第11号の討論を終わります。

次に、陳情第12号、南海大震災に備えて、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを求める陳情書についての討論を行います。

初めに、反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第12号の討論を終わります。

次に、陳情第13号、「消費税増税に反対する意見書」を求める陳情書についての討論を行います。

反対討論はありませんか。

(なしの声あり)

賛成討論はありませんか。

(なしの声あり)

討論なしと認めます。

これで陳情第13号の討論を終わります。

これで討論を終わります。

これから採決を行います。

念のため申し上げます。この採決は賛成の方の挙手を求め、挙手されない方については反対と見なしますので、ご了承願います。

初めに、陳情第8号、障害者総合福祉法（仮称）の早期制定を求める意見書提出についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第8号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第9号、郵便局のネットワークを維持し、通信と金融のユニバーサルサービスをまもるために特段の配慮を求める意見書提出に関する陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本案は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第9号は委員長報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第11号、「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書」採択の陳情についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は不採択です。

しかし、この採決は、委員長の報告の不採択に賛成を求めるものではありません。

委員長報告が不採択の場合は、原案について賛否を問うことになっております。

従って、原案の陳情第11号、「女性の政治参加をはばむ衆議院比例定数の削減に反対する意見書」採択の陳情について賛成の方の挙手を求めます。

よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

それでは、原案に賛成の方は挙手願います。

挙手少数です。

従って、陳情第11号は採択しないことに決定しました。

次に、陳情第12号、南海大震災に備えて、防災・減災・復興に女性の視点を入れることを求める陳情書についてを採決します。

本案に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手全員です。

従って、陳情第12号は、委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

次に、陳情第13号、「消費税増税に反対する意見書」を求める陳情書についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は採択です。

本件は委員長の報告のとおり採択することに賛成の方は挙手願います。

挙手多数です。

従って、陳情第13号は委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

この際、9時35分まで休憩します。

休 憩 9時 25分

再 開 9時 35分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第3、一般質問を行います。

順次発言を許します。

初めに、藤本岩義君。

9番（藤本岩義君）

それでは、通告に基づきまして、質問をさせていただきます。

第1点目は震災対策についてということで、その中の1項目目から一問一答式でお願い致します。

私は3月の末までは、月刊誌や新聞の情報で、高い所でも25メートル程度と、想定高思っておりました。しかし、3月31日の公表で、それよりも約10メートル高い34.4メートルであり、4月13日の新聞では佐賀周辺との報道がされ、あぜんと致しました。また、5月30日の新聞では、犠牲者が2003年想定の2万5,000人から、10倍強の30万人とも報道されております。5月10日には、高知県が最悪の状態を想定して、浸水高の公

表を行いました。

その後、町長は、議員協議会や区長会等で説明会を開催し、幡多地区でも協議会を発足したと報道されておりました。

現時点での黒潮町における総合的な震災対策について、町長の考えをお伺いしたいと思います。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

おはようございます。

今日から一般質問でございます。真摯（しんし）な答弁を心掛けてまいりますので、どうぞよろしくお願ひ致します。

まず、藤本議員のご質問にお答え致します。

3月31日、および5月10日の公表を受けての、黒潮町の総合的な対策についてということでございますが。議員からもありましたように、これまで機会を見て議会の方へお伝えしてきたところでございます。しかしながら、今回示された数値に対応するためには、見直さなければならない分野が相当広範にわたること。あるいは、個々の課題についての対応策をそれぞれ決定するには十分な情報が出そろっていると、そういう状況にはございません。従いまして、総論的な答弁になりますが、ご了承いただきたいと思います。

まず、津波対策については、これまで以上に逃げることに主眼を置いた対策を講じていかなければならぬと考えますけれども、津波到達時間の遅延等を考慮し、海岸保全施設ならびに河川堤防等の整備も急務であると考えております。

基本としては、昨年6月26日に中央防災会議東北地方太平洋沖地震を教訓とした、地震・津波に関する専門調査会が示した、今後の津波防災対策の基本的考え方沿って、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす最大クラスの津波、いわゆる昨年の東北地方太平洋沖地震による津波や、最悪のケースを想定して示された今回の想定津波等については、避難を基軸に。最大クラスの津波と比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの、大きな被害をもたらす津波につきましては、前段申し上げましたように、津波を防ぐ、あるいは津波到達時間の遅延に資するといった観点から、ハード整備も講じていかなければなりません。

ただし、基本的な考え方につきましては国と一致するものでございますが、細かな手法につきましては、今後も引き続き、市町村独自の対応策を検討していくかなければならないと考えております。

また、犠牲者を出さないという目標を達成するために、重点的かつ緊急に取り組まなければならない施策は、総論的申し上げますと3点ございます。

まず1点目は、避難放棄者を絶対に出さないということでございます。つまり、確実に避難行動を取っていただく。そのために、常に防災意識を高く持ち続けられる防災教育を徹底するということでございます。

2点目は、その避難行動が円滑に行えるよう、防災に資する環境整備を整える。いわゆる避難路、避難場所の整備を急ぐということでございます。

そして3点目は、事後対応について、事前にできるだけ対策を講じておくということでございます。

現在、喫緊の取り組みと致しまして、避難路、避難場所の整備を急いでいることはご承知のところでございます。現計画をさらに精査し、より効果的な避難施設の設置ができるよう、引き続き全力で取り組んでまいります。

また、これから、防災のための職員地域担当制の枠組みで、本格的に地域に入らせていただくことになります。地域の皆さんとの協議を重ね、防災意識の向上はもとより、総合的な地域の防災機能の向上を図ってまい

りたいと考えております。

また、事後対応につきましての協議は、もう少しお時間を頂き、防災計画の見直しの中で対応してまいります。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

適切な対応されておると思います。

しかし、今現在、町長が言われた考え方をですね、ぜひ、町民の方が十分知ってるわけではございません。

そこで、前回の議員協議会でもお話をさしていただきましたが、その考え方や情報をですね、より早く、いろんな方法で、やはりお知らせすべきであろうと思っております。住民の方は、知らない方も結構おられますので。今回の広報にもちらっと載ってましたが、ああいう内容をですね継続的に、シリーズでもいいんですが。そういう形で、町の考え方、国の動き方、県の動き方なども踏まえてですね、やはり載せていただきたいなと思っております。

それと、せっかくホームページもできてますので、町のホームページにもですね。他町村ではもう既にそういう考え方も含めてですね、載せておられる町村もあります。特に、この全国で一番高い津波が押し寄せる町ですので、他町村も多分見ておられるんじゃないかと思いますが、残念ながら、その考え方等についてはまだ、昨日、私が見た段階ではまだ載ってなかったような気が致します。それで、ぜひその付近をですね、載せていただくようにできるのかどうかということ。

それから、先ほどの話の中で3つ挙げられましたけども。ぜひですね、その中に中山間のことが全然出てなかったです。あの震度7の関係が。津波のことは確かに、非常に厳しい問題があつてですね、一番高い津波が来ますので、津波対策も十分やっていただかなくてはいけませんが。特に震度7が、黒潮町全域がもう震度7ですので、当然、急傾斜地や道路寸断による孤立化対策とかですね。

それから、前の議会にですね、私はそういう孤立したときに上空等の連絡システムを構築できないかということでお質問したら、県の方とも協議していくということでしたけども、その後、どういう形になっていったのかですね。まあ、細かいことをいろいろ言えればありますけども、そういう対策の報告の中にですね、考え方の中に、やっぱりその震度7に対する対策。家の倒壊とか、そういうものを含めてですね考えを、あればですね、述べていただきたいと思っております。

それから、ホームページの、先ほど話になりましたけども、私もちよつと地震の所がありましたので、のぞいてみました。そうしますと、地震コーナーはできてますが、古い地域防災計画が載ったままです。住民の方たちがそれを見ますとですね、あれを勘違いする可能性もありますが。まあ、今のところその整備を進めておられるということは承知してますが。私には分かりますけども、住民の方はそれ見たときに、ああ、これがと思うことになります。ぜひですね、これは旧計画。現在、新しい想定を基にですね計画中とぐらいはちょっと載せていただいたら親切ではないかなと。

ぜひ、ほんと、先ほども、何度も言いますが、正確な情報をできるだけいろんな方法で早くお知らせしていくことということが大事でなかろうかなと思います。やはり、その正確なことをお知らせすることによってですね、今度、避難とかそんなことも含めて、黒潮町の奇跡と呼ばれるぐらい、震災があったときにですね、いろんな方たちがその知識や情報を得た上でですね、安全対策ができるのではないかなと思っておりますので。

その点はいかがでございましょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

まず、住民の皆さんへの情報の周知徹底でございます。これから、防災のための地域担当制が本格的に稼働してまいります。この地域担当制の主たる目的は、地域の防災機能の向上ということでございますが、当然その中には、行政が持ち得る正確な情報を素早く伝達する、こういったことも含まれているわけでございます。

それからまた、中山間対策を盛り込む、震度を盛り込むといったお話でございます。当然のことながら、最大震度7が示されているわけでございますから、震度対策は講じていかなければならぬと考えております。

また今回、地域担当制の中で、沿岸集落をお持ちでない分団の管轄区域にも入ってまいります。そちらにつきましては、津波避難という視点よりも、むしろ平時の風水害。こういったものに対応する防災機能の向上、こういったものに資するような活動ができればと考えております。

また、ホームページ等々ご指摘がございました。議会終了後、直ちに検討してまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひ、できるだけですね、情報を正確に、早く伝えていただくということが大事だらうと思いますので。いろんな方法があると思います。広報とか、ホームページとか、いろいろあると思いますので、ぜひその方法を検討していただいて、早く情報を知らせていただくということでお願いしたいと思います。

続いて、第2問目の所にいきますが。

全国最高の想定津波高を受けて、佐賀地区では2地区が夜間の避難訓練がございました。私も、町長、議長、先輩議員とともに、浜町の避難訓練に参加させていただいたところですが。浜町の中心部から、旧佐賀保育所裏山の30メートル付近まで、普通に歩いて15分ほどかかったと思います。

そこでも住民の方と話したのですが、電柱やブロック塀、その他、避難に支障のあるものに規制をした道路といいますか、誘導灯が設置された道路といいますか、そういうものが必要だという話が結構ございました。入野地区でも、万行から浜の宮にかけても、高台に最短距離で避難する道が現在のところないのではないかと思ひます。中には鉄道もあり、十分な対応ができないと思っております。

避難タワーも高さの関係で難しいとすれば、車での避難も想定した特定道路といいますか、電柱の地下埋設や避難道周りの塀のブロックの耐震構造。それから、道路そのものの、震度7に耐えれる構造の建設ということが大事であろうと思ひますし。

もう1つは、それにでもまだ逃れれない、逃げれない方という方を救うために、国土交通省四国運輸局が2月に計画を発表しました、現代版のノアの箱舟を併用して対応を検討する考えはありますでしょうか。

道路については、今回の補正予算に設計委託が計上されておりますが、どのような道路を想定してされているのでしょうか。

ノアの箱舟改良型救命艇といいますか、避難艇は、高台に移動するなどが身体的、体力的に避難が困難なお年寄りや子どもを救助狙いの一つですが、試算によると一隻300万から400万円で、25名から50名の救助ができるようです。また、6月1日の新聞では、25人用の試作艇が年内にできそうですので、黒潮町も早期の取り組みが必要でないだらうかと考えます。

また、今回の浸水高の公表で、新たな浸水地域が増えました。この地域の住民は、避難道の整備計画もしていかなかったためにですね、毎日が不安で暮らしておられると思います。先ほど、地域担当制のことも話がありましたが、不安解消に早く地域にお伺いし、調査、協議をする必要があると思いますが、できるだけ早急に進

めていく考えはございますでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

避難困難地域からの避難は、車の活用や避難艇も考えるべきではないか。また、新たな浸水が想定された地域の避難道についてのご質問にお答え致します。

まず、避難手法としての車両や避難艇の活用についてでございますけれども。これまでお示ししましたとおり、これまでにない新たな手法、技術についても、排除の論理を用いず、積極的に検討してまいることは、これまで表明してきたところでございます。

ただし、新たのことということで、手法としても技術的にも、その実効性について慎重に精査をする必要があろうかと思っております。また、新たな手法として導入する場合は、地域での合意形成と細かなルールづくりが大変重要となってまいります。避難艇や県が検討しております避難シェルター等は、これまでの想定よりも高いレベルでの対応が可能になると考えておりますが、技術の確立、またさまざまな検討課題を協議していく中で実効性が承認される必要がございます。

また、避難時における車両使用についてでございますが。これにつきましても前段申し上げましたように、地域での合意形成、また細かなルールづくりが必要でございますが、そのほかにも、車両避難に対応できるインフラ整備が必要となってまいります。特に、距離的な避難困難地域、世帯を多く抱えます大方地域につきましては、広範囲での液状化が予想され、有事の際に機能するインフラ整備が大変重要となってまいります。しかしながら、耐震化構造、液状化対策となりますと多額の費用を要し、既存の補助スキーム、交付金の割り当てでは現実的に設置が困難であることから、現在その旨を既に国に要望しているところでございます。

また、新たに浸水が想定された地域の避難道につきましては、今後本格的に稼働してまいります地域担当制によって、地域との協議の中で精査させていただきたいと、そのように考えているところでございます。

また、新設の道路についてのご質問がございました。現在、黒潮町では、特にこの避難困難地域を多く抱える大方、この地域につきましては、幹線避難道という位置付けで、ある一定の幅員を持った、そして、有事に対応できる構造を持った道路の設計を考えておるところでございます。しかしながら、こちらにつきましても、これから地域に入らしていただき、より効果的かつ効率的な配置ができるよう、精査をしていかなければならないと考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

いろいろと検討していただいておるようで安心も致しましたが、避難放棄者を1人も出さないという町長の考え方はよく分かります。ぜひですね、いろんな方法で検討していただいて。

特に、ノアの箱舟の付近は年内に出来上がりそうな話でございましたので、ぜひこの付近も、津波高日本一というがは誇れるところじゃないがですけども、逆利用してですね、黒潮町に先に設置すると。そういうことによって、住民の方が安心もする。こんなに思いますので、その付近を積極的に働き掛けをしていただきたいと思います。

またですね、保育所、昨日、避難訓練が佐賀の方でございまして、私もちょっと見に行っておりましたが。やはり道路まで出てくるといいますか、それまでに約4分ぐらいかかるつておりました。どうしてもこういう所にはですね、高台まで逃げておりましたけども、本当小さい子らはなかなか大変であろうと思います。こうい

う所にもですね避難艇、まあ逃れれば逃れたらいいわけですけども、もう緊急、やむを得んときにはそこにでも逃げるというシェルター的な考え方として、そういう所にも配置が必要ではないかなと思っております。

また、昨日も避難訓練の中で、周辺には電柱等があつてですね、あるいはブロック塀とかそういうのもあつてですね、それがいつかやってくるか分からぬ状況でありました。その付近も含めてですね、特に避難道を特定避難道といいますか、そういう道路を考えるときに、液状化まではなかなか大変かも分からんですが、周りにそういう支障のあるようなものをですね道路の工事と併せて撤去するか、あるいは町が単独に助成をするとかいう方法ですね、ブロック塀は、その避難の道を確保するために耐震構造のものに、住民の方と当然十分話はしていかなくてはいけませんが、特定道路という枠ですね、そこの、緊急に車ででも逃げれるという道を確保するためには必要ではないかな。そういうのものが道路に、幅が広くてもですね、電柱がかやったりブロックがかやったり、そういうものがありますとどうしても、障がいを持った方とか高齢者の方を車で運ぼうと思うてもですね、それが通れないという状況があると思いますので。道を考えるときにはその付近を特に重点的に、支障がないような道を考えていただくということはできるのでしょうか。

また、特定避難道についての建設はですね、当然、できるだけ距離を短くするとなってきますと、立ち退きとかそういうことも必要ですので。そうなってきますと、住宅の高台といいますか、その人たちがやっぱり移転する所らもやっぱり確保していく必要もあると思いますので。総合的に考えてですね、道路を基に、道路を基本にして考えるのであれば、そういう対策も含めて考えてほしいと思いますが。

もう一度、お願いします。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

避難道、あるいは避難路の障害物の事前の対策を講じておくと、そういうご質問であろうかと思っております。既に検討を始めておりますけれども、これから地域に入らせていただくことになります。その中で、避難路、避難経路の安全性については特にチェックをしていただくよう、職員にもお願いをしてるところでございます。

それらの結果を踏まえて、黒潮町として全体的にどういった施策を講じていくべきなのかを決定してまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひ、地域担当制もできしたことですから、特にそういう付近をですね、住民の意見をよく聞いていただいて、最終的には町長が決断することであろうと思いますが。距離が非常に海岸部は、特にこの入野地区は長いです。鉄道も交差しております。その付近も踏まえですね、より短期間で逃れる道を考えていただきたいと思います。

それでは、次に移ります。

庁舎の造成設計を、この前の議員協議会のときに始めるということで、現在始められたようですが。せっかく、あこの地域は最高で48メーターございます。せっかく高い所に造成をするわけですから、いかに、この間の50メートルメッシュで津波は来ないといつてもですね、せっかく高い所にあるものを低くすることはないとあろうし、できるだけ硬い場所があればですね、その所をできるだけ高くする考え方があればですね、一番いいのではないかなと思っております。

特に庁舎はですね、いろんな意見がございますけども、庁舎を建てるに当たっては庁舎がやっぱり生き延びることによってですね、事後対策がスムーズにいけれますので、できるだけ高い位置に造る考えはあるいは、現在計画されておる設計業者にその付近はお願いしておるのかどうか。

特に、この前の新聞にも載っておりましたが、東北の震災ではですね、女川漁港は14.8メートルぐらいの津波が記録されておったようです。しかし、そのすぐ沖にあります無人島でありますが、そこは遡上（そじょう）高が43メートルあったと新聞に記載されておりました。気象庁のホームページなどを見ましてもですね、遡上（そじょう）高は同程度、そこを襲った津波高から最高には4倍になる場合もあるということも書いておりましたので。ぜひ、高い所にせっかく土台がございますので、その付近を考えていただいて、少しでも高い位置に造成する考えはございますでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは、藤本議員の一般質問、震災対策についてのうちですね、カッコ3の庁舎の造成設計についてのご質問にお答えしたいと思います。

新庁舎の造成測量設計につきましては、行政報告のとおり、平成24年5月19日に入札を行い、委託業者を決定しですね、6月1日に着手したという届け出がありました。

今回、庁舎移転計画において特に考慮をしてることは、津波浸水想定区域外になることと、日ごろの住民の利便性をいかに確保するというか、高めるというか、そういう部分であります。

ご質問の造成設計において、できるだけ高くなる設計を考えているかとのことですけれども。日ごろの住民の利便性を考えますと、高さにつきましては、黒潮町地震津波防災計画の基本的な考え方の安全度Aを確保した、日ごろの住民の利便性も高めるような所でですね計画したいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

レベルAというのは、2012年の中央防災会議公表値ということだと思いますが。

確かに、公表された津波というか、その付近はあるとは思いますが、せっかく高さが稼げる所であればですね、ある一定の、今22メートル程度ということでしたけども、遡上（そじょう）というのはなかなか分からぬそうですね。やはり計算値では出てきますけども、そういう計算ができるおったら、東北の方はそんなことはなかったわけとして。せっかくその高い土地があるのにですね、低くするのはいかがなものかと思います。

ただ、造成上やむを得ん場合も、それはあると思います。しかし基本的に、できるだけ高くいうのは、住民の利便性から言ってもですね、1メーター、2メーター高くなってしまってもですね、そんなに利便性的に問題はないと思います。ただ、もし何かでしぶきでも来て漬かったときに、電子器具が最近多いですので、いろんなその諸機動作といいますか、そういうのに影響を及ぼしますので。よそでは、できるだけ高い所を求めておりますので、ぜひ黒潮町もですね、せっかく造成するのであれば、その付近を考えてやるということはございませんか。

再度聞きます。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

再質問にお答えしたいと思いますが。

まあ確かにですね、計画区域内は48メートルという高さが確かにあります、そこは頂上部分でして、山を削り、谷を埋めということになりますと、やはりもう少し下がってくるだろうというふうに思います。

それから、国道の部分がですね、今回、国道の方を変更していただきまして、国道で最大高さ約15メートルぐらいで国道を計画してもらっております。それから、今回造成する所の接続道路を考えますと、あまりにも高い造成をしますとですね、道路が距離が長くなり、またお金の問題もありますけれども、距離が長くなっていますね、住民の利便性がいかがなものかというふうに考えております。

従いまして、今の津波浸水の想定区域外になるということ。まあ、今50メートルメッシュですが、今後10メートルメッシュが出てまいります。それに基づいてですね、造成の計画をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、せっかく、まあ位置が高い所。48メートルというのは確かに、小山の上だそうですね。しかし、当然それを崩していくと、当然硬いとこへ広がっていきますので。

今、道の問題が出てきましたけども、確かにそれを直線で結んだりしますとこう配もあつたりですね、非常にその坂がきつくなったりすることは、それはあると思います。しかし、ワンクッショントリップ置いてまた斜めでも道をすればですね、その付近は解決できますし、短い距離で行けば、途中から階段で上がっていく所もできると思いますし、方法はいろいろあると思いますので。

まあ、今はまだやりゆう最中ですので、方法は僕は分かりませんが、造成設計の部分は、基本的に高い所へと、できるだけ高くというのは、僕は基本に持つべきであろうと思いますが。

その付近は持っていただけですか。基本的に高くというのは。もうこれでええとかですね、想定がこれぐらいだからいいとかじやなくてですね、せっかく高い所があるわけですから、それをわざわざ低くする。津波の高さに近づけていくということじやなくてですね、あるものは活用していくという考え方をしていけば、できるだけ高い所にやっていくというのが基本であろうと思うが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ、答弁は繰り返しになりますけれども。

基本的にはですね、やはり高い所という部分でスケン谷の方へ移転したわけですので、その部分は変えておりませんが、やはりあまりにもですね、住民の利便性とかけ離れたことはやりたくないというふうに考えておりますので、そのあたりを勘案してですね、造成の計画はしたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

このことについてはこれ以上問いませんが、できるだけ高い所にと。いろんな意見も聞いていただいてで

すね、その付近は利便性も含めながら、安心感もあると思いますので、その付近も含めながら検討していただきたいと思います。

続いて、消防庁舎の位置変更は考えられないかというということです。

これも同じことなんですが、消防庁舎の予定地はですね、昨年の6月議会に確か質問させていただきましたが、そのときは16メートルの現地の高さということでしたけども。かさ上げをしたいということで、20メートルまでかさ上げするという話は伺っております。

しかし、詳細は分からんですが、今回の想定で被災の恐れは、特に海岸縁ですので、ないでしょうか。すぐ近くまでは最高高を示す津波が来る想定なってますし、特にあこは入江というか、湾みたいな形になってますので、その付近をお伺いしたいと思います。

そこで、私の方の提案なんですが、かしま荘の東、国道縁にですね、そこの高台に黒潮町が所有する約1万平米の土地があるというがをご存じでしょうか。私は、そこに移転してはと考えます。

現在高知県では、まだ十分できてないとは思いますが、消防の広域化も検討されておりまして、業務の連携も図られようとしております。まあ、既に図っておる分もあると思いますが。広域消防の中の国道だけで見れば、窪川の消防署から中村の消防署までの距離は、概算で約44キロあると思います。提案してある土地はですね、その両消防署のちょうど中間の位置になります。22キロちょっとぐらいになると思いますが。

そうしたところでいきますと、今後の業務連携から見てみると良い距離と考えておりますが、検討の余地はございませんでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

消防庁舎の位置についてのご質問にお答え致します。

位置変更は考えられないかということでございますけれども。現在、国の10メートルメッシュの公表があるまでは留保とさせていただいております。しかしながら、これは大きく浸水することが想定され、後方での対応が困難であると結論が出た場合に、近隣の新たな用地について選択肢として排除しないということでございまして、建設地を他地域に大きく変更するといったものではございません。

議員は、消防庁舎の移転検討委員会に、当時の旧佐賀町の総務課長として、委員としてご参加いただいたと思います。詳細については、私よりもご存じであると思いますが。

消防庁舎の位置を考える場合には、最も重要視しなければならないのが救急搬送でございます。平成18年から23年までの搬送件数は、多少のばらつきはございますけれども、おおむね町内500件弱となっており、地域別に見ますと、大方、佐賀の対比で約7対3となっております。

また、平成23年の校下別搬送実績においては、大方地区はすべて、幡多けんみん病院および四万十市内の病院への搬送となっているのに対し、佐賀地区の校下別では、佐賀地区が104件の搬送のうち、くぼかわ病院への搬送が20件。伊興喜地区につきましては、16件の搬送のうち、くぼかわ病院への搬送が6件。拳ノ川地区につきましては、22件の搬送のうち、くぼかわ病院への搬送が17件となっており、地理的条件を考慮していただいた搬送となっております。

また、現在の白浜地区の消防署から受け入れ拠点病院までの時間は、幡多けんみん病院までが45分、くぼかわ病院までが35分となっており、これが伊田地区に移転されますと、また、けんみん病院、くぼかわ病院ともに40分となります。

このような実績、地理的条件から総合的に考えますと、現在表明させていただいております伊田地区が適當であると考えております。

また、そのほかにも諸条件あろうかと思いますが、黒潮消防署と連携し、より効率的な業務執行ができるよう、環境整備を図ることで対応してまいりたいと考えております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

現在の位置に決めたことはですね、私も十分承知しています。しかし、今回の津波のことを考えますと、その当時はですね、そこまで想定しておりませんでしたので、今度の地震の震度と津波を考えますと、もしそこがいかない場合に、用地をまた町費を掛けてですね構えないかんことが出てきます。そしたら、ますます時間的にもなかなか大変であろうと思いますし。

そのことを考えますと、その所に、ちょうど中間的な所に、確かに時間的な距離は多少5分あるかも分かりませんが、そのことによってあの地域に決めたことも承知しています。しかし、今すっと言うんですね、また用地を構えるとなると、ますます向こうになっていきますので。そうした場合に、消防のデジタル化も含めですね早くしないといきませんので、ここにあればですね。

まあ、大方の場合には、連携がスムーズにいきだしますと、四万十市の消防署から来た方が近い場合もあると思うがです。伊田からまた佐賀地域の鈴とかそういうとこへ行くと、その時間とあまり誤差ないような所もあります。距離的なもんで、時速40キロぐらいでちょっと計算もしてみましたがけども、時間的な差はそんなにはないなっていきます。ただ、拠点病院が、今言いよったように病院までの時間となりますと、そういうことになってくると思いますが。いろんなことを考慮してもですね、土地が間に合えば、それは近くのとこにあつたら良かったですけども、いろいろあこの現在の土地に決めるときもですね、何カ所か検討しました。しかし、なかなかいろいろ、土地の土質とかですね、地権者とか、いろんなその昔、地すべりがあったんじゃないとか、いろんなこと也有ってですね、もうあこの所が一番良かろうということで、埋め立て地の所に決めたわけです。

ただ、そこがですね、津波との関係でもし問題があるとすればですね、検討する余地もあるんではないかなと思いますし。ほんで、特にあこは埋め立て地、下に昔はですね田んぼみたいな所じゃったと思うんですが、いろんなごみが中には入っていますし、非常に今度の震度7の部分ではですね、それが3分もゆるゆるっとなりますと、液状化的にもなってくる。ほんで、上にいくら硬い土を置いてもですね、その付近が、何言いますが、地盤が崩壊する可能性としてもあると思います。今の工法では、確かにお金をつぎ込んでコンクリで固めですね、岩（がん）からずっと上げてくれれば問題ないとは思いますが、経費的な面、いろんなことを考えた上でも、そういう所も排除すべきではないかなだと思いますが、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

現段階ではさまざまご意見はお伺い致しますけれども、基本姿勢としましては、庁舎位置は決定していると、そのように認識しております。

それからまた、今後出てくる数値いかんによっては、後方対応をしていきたい。あるいは、近接地での移転を考えたい。そのようなところでござります。

前段の答弁と重なりますが、以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

まあ、考え方がないということですので、これ以上言っても始まらないと思います。

続いて5番の、標高マップといいますか、作成とホームページの活用、その結果の数値を道路に表示できなかということです。

住民は今回の新想定高の発表以来、自分のいる位置の標高に敏感になっております。過日、区長に送付した写真には、一部しか記載されておりません。高知市は、詳細な標高が記載された地図を作成し、ホームページにも掲載され、誰でもいつでも確認できるようになっております。

また、5月30日の高知新聞には、香南市が同じように地図作成、避難計画に活用と載っておりました。

黒潮町においても、住民に正確な標高の情報によって安心感を与えるために、標高マップの作成とホームページの搭載について質問の通告をしておりましたが、本議会に補正予算化され、ホームページにもアップするということでしたので、そのことについては了解を致しました。

このマップの作成は、標高幾らの範囲まで記載されるのでしょうか。副町長の一番最初の予算の説明のときには、あるいは高知新聞には、浸水エリアの標高の所までという話でしたが、そうでしょうか。

私は、少なくとも津波の最高位、最高高以上の近く。まあ、できれば40メーター付近まで標高をですね表示したマップがあるべきじゃないかなと思っております。

もう1つは、自分の地域は分かっていても、他の地域に行けば標高が分かりません。黒潮町内にも、海岸近くには部分的に表示がされております。しかし、なかなか目に付きにくいです。

そこで伺いますが、標高40メートル以下の町道、あるいは県道ですね、その表示ができるのかということです。表示の方法はいろいろあると思いますが、道路標識式にするのかとか、それからシールを張るとか、いろいろあると思いますが。

国道はですね、黒潮町内に19カ所の設置が国交省によってされておるようです。これも走行中には非常に見にくいで、どこにあるかなあ思って思いながら、気を付けて走りよったら何カ所か気が付きますが、非常に見にくいです。できるだけ車が走っていってもですね分かりやすいように、国交省にもまたお願ひをしてですね、そういう表示をしていただくと、あつ、この付近は標高どれぐらいだと。いざというときの判断に、頭の中にずうっとその高さというのが日常生活の中でインプットされていくと思います。ぜひこの付近をですね、今度の標高マップを作ったことと併せて、せっかくその標高が分かりますので。この付近はこれぐらい。まあ、すぐに間に合わなければですね、選挙などに使うたベニヤ板でも結構だと思うんですよ。今、一番住民が関心持っているのは、その標高について関心を持っておられると思います。

ぜひ、その表示をですねしていただく考えはございませんか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の藤本議員の一般質問1の震災対策についてのうち、カッコ5、標高マップの作成とホームページの活用、およびその数値の表示についてのご質問にお答えします。

3月31日、国の内閣府の公表以来ですね、皆さんもご存じのとおり、住民の方が非常に津波に対する不安を訴えていただいております。特に多かったのが、議員おっしゃられるとおり、自分の住んでる所が標高どれぐらいになるのか、津波が来たときに逃げるべきかどうかということで、その標高に対する情報を提供して

ほしいということが多く寄せられました。

それで、担当の方でもですねいろいろ考えてきておるわけですから、そのことについてまず6月議会に標高マップの予算を提案させていただいておりまして、そのことについては藤本議員はもう了承したことですので、回答としてはですね、そのことについては省略させていただきまして。

では、どれぐらいの標高の所をマップとして表示するかという件についてお答えしたいと思います。

ますですね、標高は50メートルを基準にして、50メーター以下の土地区画ごと、つまり、基本的に一筆一筆ですね、それぞれのお住まいの所、50メートル以下の所に標高が表示されるようにマップとして仕上げて、そして、それを町のホームページ上で見えるような形にしていきたいと思います。

藤本議員が新聞の情報をご説明いただきましたけれど、先進地として高知市とかがやってる形と同じようなイメージでやってみたいと思っております。

それから、マップではなくてですね、日常の生活の場ですね。そこで分かるように表示をするべきではないかということでございますけれど。議員、詳しく説明してくれましたけれど、既に国交省の方ですね、これは黒潮町内で19カ所。特に設置してるのは、国道と県道が交差する大型標柱をポイントにですね、国交省の方で表示していただいております。

さらに、県道の方にもというお話をございますけれど。県の方としてはですね、5月10日、高知県自身が50メーターメッシュで浸水域を公表しておるわけですけれど、その浸水域に入る県道につきましては、平成24年と25年中に標高表示をしていく計画であります。

さらに、町道の方ですね。これは町が管理するわけですから。町道につきましては、町としては道路に限らずですね、その地域で生活される人々が分かりやすい所ができるだけ設定していく中で、24年度中に表示をしていきたいと考えております。

さらには、民間企業です。四国電力。四国電力さんが、平成24年度中に町内30カ所程度にですね、やっぱり電柱にならうかと思うんですけれど、そういう表示をしていただけるというふうに回答していただいておりますので。

まあ、行政、国、県、町の行政だけでなくですね、いろんな関係機関との連携をしながら、住民の方ができるだけ安心できるような整備をですね、今後進めてまいりたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

標高マップは50メートルということで了解しました。

副町長が答えたこととか、高知新聞のがでは浸水エリアということでしたので、再度確認をさせていただいたところでございます。

そういうマップができればですね、当然そのホームページにも載せていただくということで、それはありがたいことですが。まあ、ホームページだけではなくですね、各集落等にはですねワンセットぐらい、いつでもその集落で見れるように、まあ集会所とかですね、区長さん宅とかいう所にも配布をしていただいて。インターネットばかりではありませんので、そうでない方が多いです。スマホでも見れるとは思いますけども、そういうものを印刷していただいてですね、早く配布をしていただくということが大事であろうかと思いますし。

それから道路のことについては、課長が言わされたように24年、25年度中にやっていただければいいと思い

ますが。ただ、浸水域だけで終わりますと、ちょっと寂しいかなと。浸水域として指定されてなくともですね、だんだんこう低くなっていくという所もあつたりしますので。その付近は自分所の、やっぱり走っておる日常生活の中で、その標高を意識していただくということは非常に大事ですし。先ほども言いましたが、国交省がやっていただいておるのは、先ほど課長が答えられたように、ポールとかですね、照明のポールと。佐賀地域でいけば、藤縄の所のポールが一番最後やないかなと思いますが。そこに表示してますけども、車で走った場合にはなかなか気が付きにくいです。

それで、できるだけ看板表示というか、安芸の方でちょっとやってるのを見ましたが。国道に、ここは何メートルという表示がパッと横に出ておりましたが。そういう形の分もたまにはですね、全部シールとかじやなくて、そういうことも検討していただいて対応すれば、住民が普段日ごろに標高の認識すると。このことがやはり、自らが逃げたりすることの判断材料にもなりますでしょうし、普段日ごろにそういうことをいつも自覚してく、話題の中に取り上げていくことそのものですね一つの防災対策になると思いますので、ぜひできるだけ広範囲な方法で設置ができないかということです。

それから、四電の方も電柱30カ所の方にやっていただけるようでした。ぜひそれも、町が設置していない所とかいう所を上手に調整していただいてですね、国道縁には電柱もございますので、先ほど言いよった所の付近でできない所を重点的にやっていただこうように要請をしていただきたいと思います。

それから、国道の分は言いよったように、昨年の7月でしたか。その時点で、四国内の国道に表示するという方法で、5メーター、10メーターの表示と、1メートル単位の所に印を付けていくというやり方で表示をされております。

まあ、黒潮町内は先ほど言いました19カ所ですが。これも非常に見にくいくらい所がありますので、ぜひ国交省とも協議をして、見やすい方法を検討していただくということはできるのでしょうか。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

国交省への要望になろうかと思いませんけれど。議員の要望を住民の要望としてですね、できるだけ伝えていきたいと思っております。

以上です。

（議長から「各機関の連携というのもありました」との発言あり）

表示板の件ですね。電柱表示だけでなく、表示板の要望ですね。

その点についてもお伝えていきたいと思っております。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

表示板はですね、国道だけじゃなくてまあ町道の方も、中に1点や2点ぐらいはですね、やはりそういう表示をしていただいた方が、歩いてるばかりじゃなくて、車で走ってる方も結構多いです。住民の方たちは、この付近はなんばだというのを普段日ごろに自覚できると。

まあ、自分所については分かると思うんですが、住んでおる所は。例えば、大方において佐賀地域の方へ行ったときに、その付近が自覚できないということがよく言われます。だから、そういう所に表示をしていただく。できるだけ表示を、車で走っていっても見れる所に表示をしていただくことによってですね、黒潮町全体のイメージというのですかね、標高のイメージがよく分かってくると思いますので、その付近をお願いをした

いがですが。

電柱ぐらい大きくやれば分かりますけど、電気の支柱でしたらほんの十数センチくらいですので、パッと見たとき止まって見んとですね、何を書いてるかちょっと分からぬということになります。そのときにはこう、横出しの表示をしていただければ分かりやすいです。それは金額的にも高くなってくると思いますので、まあ全部までとは言いませんが、その両方を併用してですね、やっていただけるのでしょうかね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

国、あるいは県、あるいは民間企業の方にはですね、その旨、要望はします。

それから、町の方の施工方法ですけれども。町の方は、議員が希望されるようにですね、看板表示ですね。そういうもので設計を進めてみたいと、今考えておるところでございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひそういう方向で、誰でも、いつでも、そのやっぱり標高をですね認識していただくということが一番大事であろうと思いますので、そのように取り組みをお願いします。

続いて、大きい項目の2番に移ります。

県道の改良についてですが、県道岡本大方線の改良の促進についてということで。

5月の連休明けでしたでしょうか、私、ちょっと所用がありまして御坊畠に行ってましたときにですね、後でその場所の地名を聞くと、ダケ山と言うそうですが。裏山は名前のとおり険しい山で、前側は蛎瀬川があり、狭い県道を高齢者が自転車で通ってるところに出くわしました。そこには大型車が来てですね、よけ合うのに、その方は自転車を少し広い所へ放ってですね、自分は今度、もうちょっと狭いとこへへばりついて、がけの方にへばりついてですね、そこで車の行き違いをしておりました。非常にこれを見よってですね、危険だと思いました。

まあ、至る所にそういう所はあるとは思いますが、特にそこの所は、今、町道とか、県道の一部を工事とかをやっておられますので、非常にそういう車が走っておりますので危険です。

また、別の人に対することを話しますと、同じような経験があるという話をございました。また、その方によりますと、測量などは何度も見かけて、何回も、何人も固まって測量しておるのに、一向に改良が始まらないということです。

この県道の改良は、御坊畠や馬荷、橋川の悲願でもあり、震災対策としても東の県道秋丸佐賀線と同様、命の道として重要な路線と考えますが、早期改良に向か、町はどういう働き掛けをしてるのでしょうか。

測量を何度も行っておるようですが、改良計画の見通しはございますでしょうか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

おはようございます。

それでは藤本議員の2、県道改良について。県道岡本大方線の改良促進について、お答えを致します。

一般県道岡本大方線は、四万十市蕨岡から黒潮町上田の口に至る、延長7.5キロの路線でございまして、沿線住民の通勤、通学の生活道としてはもとより、経済活動にも大きな役割を果たしている路線でございます。

一日当たりの計画交通量、現在 782 台でございます。

しかしながら、現況の道路幅員は随所に狭隘（きょうあい）な部分がございまして、所管の高知県幡多土木事務所でも、現在 1.5 車線的道路整備が進められております。部分的な拡張改良工事は行っておりますけれども、議員ご指摘の、特に河川と県道が隣接して並行する部分。この部分につきましては河川協議も相まって、改良には至難を極めているところでございます。

ご質問の御坊畠のダケ山付近もそうでございまして、延長がこの間約 140 メーターございます。山側には、落石の恐れのある切り立った崖が高くそびえまして、反対側には河川が迫ってきて、平均幅員も 3.3 メートルと非常に狭隘（きょうあい）でございます。一度、大型車が通り掛かると、自転車や歩行者には大変至難を極めておりまして、議員がおっしゃるとおり、特に改良が急がれる所だと認識をしているところでございます。

県に対して、町がどのように働き掛けをしてるかというご質問でございますけれど。黒潮町内の県道は 9 路線ございまして、このうち現在 1.5 車線系の道路整備を行われているのが、この岡本大方線を含めて 6 路線、7 力所でございます。どの路線もその整備が急がれるところでございますけれども、とりわけ、ただ今議員もおっしゃられたとおり、3.31 の津波新想定が発表されて以降は、黒潮町に通じるくしの歯となり得る路線の整備が、まさに県道でございます。津波の浸水区域外になる中山間の隣町から、わが黒潮町へアクセスする道路は、もっぱら県道、この岡本大方線、そして秋丸佐賀線などが、その代表格と言えます。

従いまして、私ども、事あるごとに幡多事務所や県の道路課に赴いた際には、この喫緊の課題を、実情を訴えているところでございます。

岡本大方線の今後の見通しはということでございますけれども。確かに、随分昔から測量をやってこられて、いろいろ道路の法線等も協議されてまいりました。このたび、河川協議の見通しがほぼ整ったようでございまして、本年度、用地測量の設計委託を遅くとも 10 月までには完成させまして、河川のつけ替えに必要な用地をその後確保するということでございます。本体工事の拡幅は、来年度になるということでございます。

そして、山側の防護柵についてですけれども。本体工事の拡幅を行って、一定、通行がスムーズになった段階でやりたいという見通しということでございますので、平成 26 年度以降になるようございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9 番（藤本岩義君）

十分な説明で、よく分かりました。

ぜひですね、これも課長も言ったようにですね、非常に危険だと思いました、ほんとに。ちょうどそこに行き掛かりましたので。まあ、一例じゃなくて何例も、そういう経験を高齢の方はされておるようで。逃げ場がないといいますか、そういう車が来たときに。車はすっと来ますけど、自転車とか、歩いてるとか、押し車、シルバーカーをついている方はですね、そのとこでもうぎりぎりいっぱいになります。何カ所かちょっとだけ、50 センチとかそこら広いとこがありますが、そういう所へ置いてですね、今度、自分はまた別のとこへ逃げるという行為をされておるようです。

ですから、ここについては今言ったように、前側は川、後ろは山ということで非常に難しい所ですが、今聞きますと今年度用地で、来年工事が始まるということで一安心を致しました。

ぜひですね今後とも、今まで以上に積極的に働き掛けをしてほしいと思いますが、これは課長だけではなくて町長もですが、そういう命の道もありますし。特に震災では、両脇で入ってくる道というのは、東は県道秋丸佐賀線、西はこの道が県道の他町村から入ってくる部分。真ん中には確かにいろいろ県道ありますけども、

ある程度整備をすれば、そういうアクセスができる道であろうと思いますし。その付近の重要性は、この両道はあると思います。

積極的に働き掛けていく決意はございますでしょうか。町長。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

町内にございます社会インフラの中で、町が管轄しないもの。県であるとか、あるいは国であるとか、そういったものについては、強く働き掛けをしてまいりたいと考えております。

特にこの岡本大方線の、ご指摘の140メートル区間、こちらにつきましては県にも大変ご無理をいただきまして。もともとこの140メートル、今次の岡本大方線の局部改良の計画にはなかった部分でございます。起終点に拡幅をし、そこに退避所を設けるといった計画のものを、140メートルからの拡幅に切り替えていただいたということで、大変県にもご尽力をいただきました。

また、引き続き町内に多数こういった個所がございますので、そちらについても隨時要望していきたいと思います。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ついでに一緒に聞いたら良かったですが。

先ほど課長がおっしゃられた、ここの局部改良の方法ですが、河川変更をされるというお話を聞いたんですが。そしたら、蛎瀬川の方に張り出しをするために対岸の農地を買うんですね、そこを河川にして、川幅を確保するという考え方でよろしいですか。

議長（山本久夫君）

まちづくり課長。

まちづくり課長（武政 登君）

議員がおっしゃられるように、幡多土木で聞いております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい、了解しました。

ぜひ今後も、町長、課長を含めてですね、積極的に働き掛けていただいて、早期に改良ができますように働き掛けを進めていただきたいと思います。

最後に、ちょっと時間早いんですけど、見守りネットワークについて質問させていただきます。

光ネットワークの今後の活用では、高齢者見守りシステムの構築も構想の中に、確か最初の説明、地域を回ったときには入っておったようと思われますが、現在の計画はどのようになっているのでしょうか。

せっかく隣接に、隣近所に家がないという山間部の単身世帯へも、ケーブルが1本ではなくて2本行っております。テレビだけじゃなくてそういうものに使えるように、最初から全世帯に2本をはめておるはずですが。その線を活用してですね、生活反応を察知する方法。まあ、人感センサーといいますか、そういうものを、本人や家族の承諾を得てですね、見守りシステムを構築してはと考えます。いかがでございましょうか。

また、他町村でやられております、郵便局や配達業者との協定契約といいますか、それを結んでですね、異常があつたりしたときに連絡をしてもらうという方法もあるようです。これは経費はあまり掛からないと思うんですが。ぜひ、その安否確認の方法は、郵便局や配達業者との連携といいますか、協定とかご相談をしてですね、ぜひその付近も情報を集めていただくということが大事であろうと思います。

先の3月議会に、同僚議員がこの見守りについての質問を致しましたが、そのときに答弁されたことと併せてですね、この方法を行えばより充実するのではないかなと思いまして、今回質問させていただきました。
どうでしょう。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

おはようございます。よろしくお願いします。

それでは通告に基づき、藤本議員の一般質問3、見守りネットワークについてのご質問にお答えします。

町ではこれまで、民生委員やボランティアの方が高齢者宅を訪問し、安否確認や身体の様子を確認する配食サービス、地域で支え合う仕組みをつくる見守りネットワークの組織化、また、あつたかふれあいセンター事業による訪問活動による見守り体制の整備など、いわゆる人的な見守りネットワークの整備に努めてまいりました。

今回のご質問は、町が整備した情報基盤による光ネットワークを活用した見守りシステムの構築の考え方はないかとのことですが。現時点では、いわゆるIT技術を活用したシステムの構築の具体的な計画はありません。しかしながら、高齢者等の見守り対策の一つの方法として十分に有効であると考えており、今後検討を行っていく必要があるものと認識しております。

次に、郵便局や宅配業者との契約で、高齢者の安否確認はできないかとのご質問についてお答えします。

郵便局などと契約し、高齢者等を見守る体制をつくる、いわゆる見守り協定は、区長や民生委員をはじめとする地域の見守り体制に加え、事業所や団体等による見守りが追加されることになりますので、高齢者等の安心、安全対策を強化する意味において非常に有効であると考えております。

この見守り協定については、今後、黒潮町商工会や郵便局、四国電力、農協といった企業や団体と協議に入り、合意に至った場合は見守り協定を締結し、見守り体制の充実に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

はい、分かりました。まあ、検討していくということですので。

まあ、すつとは難しいと思います。経費も掛かりますし。他町村では、過疎対策といいますか、過疎のソフト事業であつたりですね、いろいろ補助事業を使ってやっておられるようですが、結構金額的にも掛かる所もあります。ただ、そのシステムの構築の方法によっては、それほど経費も要らなくてですね、人感センサーを付けて、そのデータを町村で24時間把握しておくというような方法もありますし。現在やっておられる、3月議会に同僚議員に答弁された方法もですね、当然有効でもありますし。

そういうもののプラス、補完する意味ですね、この光のネットワーク使えば、24時間、その高齢者の方が生活活動をしておる情報が入ってきます。動いておれば炊事場の方へ行っておるとか、どこで動いておるとかいうのが分かつてきますので。その部分と併せてやれば、非常に効果があるのではないかと思います。

それともう1点はですね、なぜこのネットワークという話をしたかといいますと、前回のその同僚議員に答弁されておったのは、民生委員とか、今言われた社協とか、町長の方がふれあいの今度センターといいますか、そこを活用して見守りに行くということでございます。

しかし、従前から言われておりますように、医療や保健、福祉の一体化と言われておるのは、この付近をですね統合的にどうやって情報を共有するかということであろうと思います。現在どうも、前回の答弁のときにはあまり聞きませんでしたが、この付近をどこが。まあ、社協に委託するなら社協でもいいと思うんですが。最終的に、どこがそのデータを管理してですね、やっていくのか。非常にデータ量が多いと思いますし。例えば、保健師活動であれば、行ったときの運動の低下とか、徘徊（はいかり）のデータとか、そういうものとか。それから、保健師やケアマネ、そういう付近との情報の共有も必要と思うんですよ。ただし、その情報の共有に当たっても個人情報に当たりますので、どこまで出すのかというのも、同じネットワークの中に入っていた大体おる方のどこまでを出すのかというのも難しいと思います。しかし、それはシステム上、多分できるのではないかなど。で、保健師とかケアマネには、ここまでやつたら見える。係長であれば、ここまでだつたら見えるという方法を使うていけばですね、できるのではないかと思います。

この情報をですね、相当入ってきてると思うんですが、どうもきちんと整理をできているのかちょっと疑問に思うところがあつてお伺いをしますが、その付近の統一というのはどこがやっておられるんでしょうか。そのことをお伺いします。

その要援護者システムも既にできてるようですが、そのシステムで対応しておるのか。そこまで要援護者システムはできてるのかどうか。それを、例えば社協の方が見ることができるのか。どこまで見ることができるか。この付近がちょっと、よく分からないんです。いろんな情報は入ってきてると思うんですが、それを整理して、やっぱり見守りのネットワーク化というのが大事だと思いますのでお伺いします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

町では、さまざまな事業や取り組みによって、高齢者のデータは相当集めております。が、議員がご指摘のように、一括して網羅的にデータを管理するセクションというのは存在していません。

今後ですね、そのあつたかふれあいセンターのデータを集めることとともに、統括的にデータを管理するセクション、もしくは担当等について検討をしてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですねその付近を、光も含めてですね、離れておるふれあいセンター等も光ケーブルは入っておると思いますんで、その付近もデータ共有。この付近までは、何月何日は健在やつた。どこそこの誰さんが確認したときには元気でしたよ、いうデータが入っておればですね、あつ、この人の最終確認は1日前、1週間前と、こういうことが分かってくると思います。

そしたら、忙しい中で高齢者の所に行く場合はですね、そういうアクセスが少ないといいますか、この方はもう2週間、どうも誰もが行ってない。系統的に行ってない場合には、そういうことが起きると思うんですよ。そこには、町長がおっしゃられた、ふれあいセンターの方に連絡をして行っていただく。その付近の連携がどうもないように感じましたので、今課長が答弁されたようにですね、早くその付近を検討していただいて。せ

つかく、ふれあいセンターや、社協や、民生委員、この方たちに活動してもらっておりますので、その付近を整理を早くしていただくというのが大事ではなかろうかと思いますので、お伺い致します。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

あったかふれあいセンターについては、先日、こぶしのあったかふれあいセンターで、地域の区長さんを集まっていたらしくして、見守りが必要な方であるとか、区長として訪問活動をしていただきたい方についての情報の交換をやりました。その交換に基づいて、あったかふれあいセンターの職員が可能な限り訪問活動をしていくということで、今、調整をしております。

このように、あったかふれあいセンターについては、地域と連携を取りながら、見守りがより必要な方に対して十分な見守りができるような形を取れるよう、現在検討しているところです。

以上です。

議長（山本久夫君）

藤本君。

9番（藤本岩義君）

ぜひですね、その付近を十分協議ができるだけ密にやっていただきて、情報の共有できるところは共有していただきたい。そういう中で1週間も2週間も、実際にはそういう活動しておっても、落ちる場合がどうしても出てくると思います。そういうことがないようにするために、今おっしゃられた部分をですね整理をしていただくということが大事だと思いますので、ぜひ今後ともやっていただきたいと思います。

これで終わります。

議長（山本久夫君）

これで藤本岩義君の一般質問を終わります。

この際、11時5分まで休憩します。

休憩 10時 51分

再開 11時 05分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、矢野昭三君。

7番（矢野昭三君）

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

今日からテレビが入ったということで、初めての経験でございますので、緊張過ぎて質問がおかしくなるかも分かりませんが、よろしくお願ひ致します。

私は初めてのことですので、また原点に帰ったところから始めたいと思います。

18年3月20日に合併以来ですね、これずっと町を見させていただけていたところでございますが、16年12月に合併法定協を立ち上げるということの議決して以来、明くる年の3月には合併したというところで、まちづくりのその方向性、あるいはお互いの隣の町でありながら、気風が何となくまだよく分からないという状態の中で始めましたので、以来6年ですか、それを振り返ったときに、まあ、よく頑張ってきたなあと。これは町長はじめ、職員、町民のご理解のたまものであろうと、そんなふうに私は考えております。

ただ、残念ながら、合併前からの課題であった雇用対策については、依然としてその目の前が開けるような

展望が見えない。これが残念で、この対策に何とかしなければならないというところが大きな柱ではございますが、東日本の災害以来、高知県へもこれ大変だなあというところへ34.4メートルのそういった課題を突き詰められて、これは通常、従来の業務へその重たい荷物が乗つかかってきまして、私は、町長はよく頑張っているなあと、こんなふうに考えておりますし、職員もこたえてくれているという部分は感じております。ただ一つ言えば、視点を少し、立ち位置を変えて見ていただきたいなという部分がございますので、そこを踏まえてですね質問をするわけでございます。

最初の初期の町長はですね、公約は、全国に誇れるまちづくりを目指すということでございまして、私もそれについては大いに賛成しますと、応援をさせていただきたいということで、この場でも発言させていただきました。それとですね、その町長の公約の中にですね、住民のために働く誇りと自信と哲学を持った職員を育成し、住民が親心で役場を見守ってくれるような温もりのある行政と住民の関係を目指しますということがございまして。この点については、私は佐賀の人間でございますので、こちらの気風というものが分からぬままこういったものを拝見しておりますと、ちょっとどういうことかなというように当時は考えておりましたが、最近ですね、ここに書いた意味が理解できるようになってまいりました。これも6年一緒にですね、お話をさせていただいた結果であろうと。これは、私が住民の代弁者として発言させていただくときにですね、住民の方からいろいろなお話を伺うわけですが、そのことについてですね分かったもので、後の質問の中からですね、このへんは、私が以下どういう考え方したかということについては、次、後から続くところで説明したいと思います。

それからですね、今の大西町長は再起動ということでございまして、全国に誇れる町をつくるためには再起動をしなければならない。これを町民が選択したわけでございますので。その目指す、町長の示す方向へ職員が一丸となってやっていただくということは当然のことございまして、ほとんどその方向で動いていただいているなどというように感じております。

それでですね、先ほど言ったのはそういうことで、ただ当時からですね、この人口問題を見たときに、ずっと下がりっぱなしでございまして、これは今年の3月31日現在では1万2,734人ですね。当初、18年の3月では1万4,134人、こういう人口規模でございまして、その減る一方の原因がどこにあるのかということを考えるときに、これはもう円が強くなるに従って、一次産業がだんだん追いやられていきよう。これは、私は、統計上そうであろうと。現実に目の前がそうなっておる。統計を見てもそうなっておる。落ち込んでおるというところがございます。

この前も言いましたが、三全総のときに、昭和54年に高知県西南地域についてですね、日本の課題地域である。岩手県の三陸地域とともにですね、この課題地域として掲げられたそのところは何であるか。全国平均の所得が8割で、須崎以西がそのまた9割でと。この所得水準を引き上げないかんというて、みんなが、県が作っていた、市町村も参画して作ったものがございますが、一度も上を向くことなく、過日の新聞でも発表がございましたように、全国最下位というようになっておりまして、お金だけがすべてでないというような論評もありますし、それも現実そうではございます。お金がすべてではございませんが、ただ一度も上を向いたことのない状態の中で、それを言ったところで、じゃあ、今まで私たちはどういうふうな努力したのかという部分がわいてくるわけでございます。一番身近なところでは、高齢、独居、身体障がい者、経済的困窮者が増えておると、これが目の前の現実でございます。私たちはこういった現実を見据えた上で、さまざまな計画、さまざまな行政運営をしていただきたいと、このように考えまして、住民の声をここでお届けしておるわけでございます。

それでですね、この統計のデータをもう少し使わさせていただきますと、これは平成21年度、内閣府が発表

したデータでございますが、県内総生産高、名目で全国のものでございます。まあ東京が一番上にございまして、わが高知県は下から2番目と。それからですね、公的支出、実質、人口一人当たりでですね、一番多いのは島根、次、鳥取、高知、秋田とこうきます。東京いうのはね、その15番目におるんですね。で、一番そして少ないのが神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪と、こうなつておるんですね。県民所得当たりは、これは21年度のこの統計は、先ほど言ったように全国最下位になっておりますので言うまでもございませんが。この貧しい所が公的支出を増やしてやらないかんいうのは、私は当たり前の話だと思うんですね。ところが、その関ヶ原以来、人、物、金、すべて東京へ集めておりますが、それがいまだに上から数えて15番目の公共投資をしておると。神奈川、千葉、埼玉、愛知、大阪などは、下から数えて何番目と。一番下が神奈川ですよ。47位。

我々が何かお願いしようと思うたらですね、じきに、あのB/C（ピーバイシー）と言うんですね。この1000年も2000年も昔からここへ追いやられたような、国の私は運営だと思っておるんですよ。遠流の地だから、そういう公共投資はしていただけない。もし、その昔からここへ、今の東京のような投資をされておったら、ここは全く変わったもんになっておるはずですよね。大都市なんかは、その、まだ大深度地下使用法ですかね。そういう法律まで作って、その地面の底までどんどんどんどん開発するような法律まで作って、その首都へ投資を促しておると。何もない所へ何か作ってくださいと言えばB/C（ピーバイシー）、投資効果が悪いとか何とか言われてもですね、それは悪いのは当たり前ですわね。まあ400年以来、ずっと集中投資をした所がじゃあどうなのかということも言いたくなるような、この田舎に対する、過疎地に対する、この強者の理論がそこへ出てきておると、私はそう考えております。何とかですね。

しかし、私たちは、1万2,000人余りのこの町は、ここで生きていかないかもしれません。そして、後に続く若者にもここへ残っていただいて、頑張って仕事をし、家族を養い、生活できるような地域をつくる、その基礎になる、種をまく責任は、今ここでお集まりの皆さんがその責任があるというように私は考えております。そういうところを基にしてですね、今後のご答弁をいただきたいわけでございます。

最初にですね、旧佐賀町時代の先輩議員が、これは一般職、特別職、それから一般民間会社で働いておられた方で、現在もお元気に過ごされておりますが、まあ先輩の議員でございます。平成6年3月議会での一般質問の中にですね、高知県予算と佐賀町の農業、役場発行の文書と片仮名言葉ということで通告しておるんですが。これは本人にお断りはしてないんですけど、まあ一般質問でやったことですので、少しここで私の方から言わせていただきたいわけでございます。

お役所言葉なるものを少し例に挙げますと、支給還付、応分の処置、遺憾、鋭意、努力、挙行、捺印（なついん）、留意、執行などあります。私たちの日常生活では、支給や還付、捺印（なついん）、遺憾に思う、挙行しますなどの言葉は使われていません。また、片仮名言葉にも問題があります。読みやすく分かりやすい文章とは、表現は明確にし、簡潔な言葉で書くことだと、ある書物にありましたと。まあ、そういったことで有名な例としてはよね、一筆啓上、火の用心、お仙泣かすな、馬肥やせと、戦国の武将、本多作左衛門が戦場から越前の国における奥さん에게手紙というように聞いておるようでございますが、このような簡潔明瞭（めいりょう）に書いたよい例であるというように思っております。

話を本題に戻します。役場発行の文書を優しく書くことは、職員の目線を町民の目線と同じ位置に置くことになり、町民の立場に立った行政を行うことができると言えます。私は、役場発行の文書は、難しい官庁用語や、今流行の片仮名言葉の乱用に注意して、日常的に使われている優しい言葉で書くことをお勧めして質問を終わりますということでございまして、やはり町民に優しい言葉なり、文章なりで教えていただきたい、伝えいただきたいという文章でございます。

そこでですね、そういう大きな流れの中で、まあ企業育成ということを、確かに難しいし、企業誘致も難し

い。しかし、待望の自動車専用道路がですね事業化の運びになってまいりまして、これは、町長、関係する機関、多くの地権者のご理解をいただきて、このような運びになったものでございますが。その自動車道路ができるときに併して、私は企業の誘致、受け入れに取り組んでいくべきであろうというように考えるわけでございます。

それで、平成20年7月28日には、一度、町長はじめ各議員とか、あるいは有志の方が高知の企業へ訪問しまして、自動車専用道路の供用になるころには、まあ何とか黒潮町へも工場の一つ造っていただきたいですということでお願いに参った経過もございます。

まあ、こういったこともございますので、その大きな大きなものの動きの中でですね、こういった企業育成や誘致などについてどのように取り組まれるのかお聞き致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

矢野議員のご質問にお答え致します。

今後、延伸効果が期待される高規格道路に併せて、企業育成、あるいは企業誘致にどのように取り組むかとそういう理解をしておりますが、質問趣旨に相違がございましたら、後ほどご指摘いただければと思います。

高規格道路の延伸による経済効果は先進事例を参考に致しますと、大きく期待できると考えております。特に、今後の整備計画にもよりますけれども、ある一定期間、仮称、佐賀インターチェンジが終点となる立地条件を考えますと、その効果を最大限発現するためには物販と観光を機軸に振興策を講じていく必要があろうと考えております。現在進めております、佐賀道の駅の体制、機能の充実や入野駅前整備による商業機能の集積は、いずれも現道沿線ということから直接経済効果を吸収できるものと考えております。また、町内既存の経営体の中でも外販流通ルートを既にお持ちの経営体につきましては、その強化により商圏の拡大が見込まれることから、的確な支援策を講じていくことが重要であると考えております。

また、各地からの時間短縮により目的地として選択いただけるまちづくりをしていかなければなりません。特に町内には設備の整ったスポーツ施設等々ございますので、スポーツ誘致をはじめ、合宿等の誘致には、これまで以上に力を入れてまいります。

また、企業誘致についてでございますけれども。就任来、これまで具体的に誘致に動いた経過はございません。今後も、まずは情報収集に努めいかなければならないと考えておりますけれども、実績のあります議員の皆さんの中で、有効な情報のお持ちの際にはぜひご提示いただき、共に誘致に努力してまいりたいと考えております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それでは、2番目へ移ります。

わが町は60歳以上が、まあ50パーセント。少し、少し50パーには届いてなかったですが、3月に調査の段階では、まあ50パーという段階へ入っております。60歳以上が50パーセントを占める町でありまして、なかなかですね、そうなってまいりますと、私事ながらですね、なかなか体も思うように動かんようなことになっておるところを自覚しておるんですが。まあ、住民に優しく行政運営をしているか。また、収入が少ない方の場合ですね、介助、介護を依頼すると、その負担金が要るんですが。この長年、町を支えていただいた方にですね心配のない生活上の支援を問います。

体力、気力が衰え、若いときのようには動けない住民の生活実態を調査し、弱者の側からの計画を作つていただきたい。それから、住民はですね、もう声をよう出さないという、そういう状態の、なつた方もいらっしゃいます。で、すべての行政ですね。単に、ここに、通常言われる福祉というもの以外でもですね、すべての行政に優しさを求めておるわけでございます。福祉計画を作つていただきまして、まあ読み切っているわけではございませんが、拝見する中では、比較的、片仮名も少ないし、それから、方向性を示していただいております。これは大変いいことあります。

それと、それはそれでいいんだ。ただ、住民一人一人の生活が、それぞれ条件が違いまして、元気な方もいらっしゃれば、ちょっと体調が悪く、横になられて生活されておる方もいらっしゃる。で、高齢、独居、身体障がいということで、大変日々の生活を苦しんでおられる方がおるわけですね。そちら側からこう、一回計画を見ていただきたいと思うわけです。後はまあ運用の問題でございますので、運用に困らないような計画をお願いしたいわけでございます。

で、ここにおいでる皆さん、そして職員の皆さんは、人生の中で一番元気なところの年齢層で働いてくれております。18から、まあまあ60歳と。気力、体力非常に充実したところで働いていただいておりますので、こここの役場の3階へ上がるにもですね、階段を上がっても何の苦労もない方が、大半、ほとんどやと思うんですね。ただ、年を重ねるごとにだんだんだんだん弱ってきまして、この3階の階段が大変きついということになってまいるわけでございます。その、そういう弱ってきたところの年齢層の方のことを理解してもらうにはなかなか難しいわけでございますが、私もかつて若いときはそうであったように、先輩方が足腰が具合が悪うていかんとか、弱っていかんとか、あるいは坂道がきつうていかんとかいうことを、そのままそのことが理解できずに聞き流してずっときたわけでございます。最近はそういった言葉も、ああ、あのときに先輩が言われたなあということを思い返しながら坂道を歩いておりますが、そういったようにですね、それは一つの福祉面。

それから、自動車専用道路とか大方バイパスはじめ、たくさんなその地震津波対策と避難道路、これらの建設が急がれるわけでございますが、それぞれ一つ一つの土地には、一つ一つの思いや、そのさまざまな要素が、課題がございます。そういうところの土地を分けていただけなければ道はつかないわけでございますので、その用地交渉とかいうような形をあまり前面に出すのではなくですね、相手の心に寄り添うていくような用地交渉なども私は願うわけです。その相手の話を十分お聞きしながら、まあ、いわば吸い込むような、いうたら優しい心でですね接していただきたいなあと。今までも、大抵努力されてきておるということは私も知っておりますが、よりですね、一層そういう優しさがあれば、スムーズにこの土地についてもご理解いただけるんじゃないかなあと。それは、ほかの行政も一緒ですね。町民からの声を跳ね返すというような対応でなく、町民の声をお聞きし、まあ、その吸い込むような対応。そして、言われることについては適切な返事をしていただく、そういうようなことをですね、より一層お願ひしたいわけでございます。

この行政の優しさについて質問するわけでございますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

健康福祉課長。

健康福祉課長（宮川茂俊君）

失礼します。

まず、通告書に基づき、矢野議員の一般質問、行政の在り方のうち、カッコの2番、長年、町を支えていただいた方に心配のない生活上の支援について、健康福祉に関する部分についてお答えします。

町では、これまで介護保険事業による低所得者対策としての利用者軽減や、障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業の実施など、それぞれ制度などで負担金の軽減や支援の提供を行つてまいりました。

また、地域包括支援センターでは、高齢者本人、家族、近隣住民からの相談を受けて関係機関と連携し、適切なサービスや制度へ連絡調整するなど、相談業務による支援を行ってきたところです。あつたかふれあいセンター事業については、相談や訪問活動等によって出されたニーズや要望、課題を専門機関に連絡し、連携して必要なサービスを行うなどのつなぎのサービスを行うこととしております。

次に、住民の生活状態を調査し、弱者の側からの計画についてのご質問にお答えします。

昨年度策定した地域福祉計画や、介護保険事業計画、障害者計画についてはそれぞれの計画策定において対象となる住民の皆さんにアンケート調査を行い、生活状況や健康状況、課題、今後の意向などを聞きするなど、幅広く意見を求め、計画書に反映するよう努めてきたところです。また地域福祉計画においては、高齢化率の高い地域を中心に10地区12集落を対象に地域座談会を行い、住民の皆さんの生の声を聞かせていただき、計画書に反映するとともに、計画書自体も分かりやすい表現にするよう努めてまいりました。

また、障害者計画については用語集を設け、片仮名語であるとか、難しい言葉については用語集で解説を加えております。今後とも計画策定時においては、座談会の開催やアンケート調査を開催したりして、可能な限り住民の皆さまの声を聞く機会を設けるとともに、内容も分かりやすく工夫するなど、分かりやすく優しい計画書となるよう努めていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

先に答えていただきましたけれど、去年から運営していただいている、あつたかふれあいセンターについてはですね、地域の住民をはじめ、多くの方から喜びの声が挙がっておるのは事実ございますので、そのことはこの場をお借りしまして、町民に代わりましてお礼をしたいと、申し上げたいと思います。今年始まりました、また北郷でもそういうことができてありますので、より一層、その住民の支援に応えるよう期待をしておりますので、それは期待を込めての発言でございますが、期待をしておるわけでございます。

続きましてですね、3番目ですね。

心の悩みや心配事の相談などは、土日祝祭日も受け付けていただくことは、高齢者、身体不自由者などが生活する上で安心です。生活は休みがございません。1日24時間それがずっと繰り返されていくわけでございます。どこで病気が起こるやら、けがをするやら分かりませんので、この点、改善をするか質問致します。

先にですね、かけがえのない命を守るために私たちにできることというパンフを作っていただきまして、これは大変よく分かるものでございまして、これは感謝しております。ただ、この中の相談窓口の一覧を見るとですね、たくさんのその施設がございまして、10以上あるんでしょうか、相談機関が。これはこれであります。よく分かります。

ただ、残念なのは、高知いのちの電話がですね、これは1年開いております。朝の9時から夜の9時まで。それ以外の分がですね、黒潮町が開いておるもの、あるいは県が開いておるもの含めてですね、ほとんどが月曜から金曜で、祝祭日ですね、土日、年末年始、ここは開いてないわけでございます。これらを見たとき、どこか一つで結構でございますので、どつかの機関を窓口を開けていただけないかというように思うわけでございます。

まあ伺いますと、担当の方へは電話が入るとかいうようなこともございますが、それは個人の職員が頑張つても限度がございますので、職員の方が体を壊すということがあってもいけませんので、黒潮町としてどれか一つを開けていただく。または、高知県にどれか一つを開けていただくようにですね、そこらあたりを、対策

を講じていただきたいと思うわけでございます。

この点、改善するか伺います。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは矢野議員の、心の悩みや心配事の相談等は、土日祝祭日の日も受け付けていただくことの改善はできないか問ういうことでお答え致します。

マスコミや新聞紙上等において既にご存知のとおり、近年の自殺者数は平成10年以降、14年連続して3万人を超える高い水準で推移しております。本県および黒潮町においても心の悩みを抱え、自殺で大切な命を絶える方が増加している傾向にあります。

こういった中で黒潮町では自殺対策として、平成22年度より町民一人一人が、気づき、つなぎ、見守りができるようにするために、いのちを大切にする心を育む講演会や、心の悩み相談窓口を一覧表を掲載している自殺対策パンフレットを全戸に配布するなど、啓発しているところです。

議員ご指摘の相談窓口には、土日祝祭日の受付は、高知いのちの電話が相談機関として唯一開設されているところです。そこで黒潮町では、保健衛生係、保健センター係、地域包括支援センター係において、保健師が常時悩み事の相談に応じて、精神的な悩みを抱えた方からの相談にも対象者の状態に合わせた支援を行っているところです。土日祝祭日の受付となりますと、人事問題とも絡んでくることから、現在実施している緊急通報装置設置事業では、緊急時に身近な人を第一、第二通報人と定め、その方たちが出られない場合に第三通報人として、役場もしくは宿直の方に連絡が入り、緊急時の対応を行っていることから、今後においてこのような対応ができないかを検討すると同時に、県の方にも相談窓口を幅広く広げていただくように要望していくたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

次へ行きます。4番目ですね、パソコン購入時の基準はどうなっていますか、伺います。

以前、パソコンを入れる、導入するころはですね、役場の中だけでこう、その事務をこなすために購入しておったんですが、ホームページですね。ホームページを設置したときから、これは問題が出てくることは私は予期していなかったわけでございます。というがは、そういう知識が全然なかったもので。

3月に、3月でしたかね。インターネットを役場とやり取りするとなつがったものが、いつの間にかつながらん状態になってまして、役場のホームページも全然開けないことになっておりました。それで私は、この大変困ったわけです。今まで良かったのに全然駄目になったと。まあ9割ぐらいが駄目ですかね、99パーセントぐらいが悪いかな。少しつながる部分もございましたが、まあ、つながらない。

これは困ったよということで役場の職員の方へ連絡しますと、まあ何とかインターネットをこうずっとやつて、こう送ってもらうときにですね、どうも、その私の持つちょう機能と、役場の機械との機能に格差があつてですね、どうもそこがいかんがじやろうということになってきました、まあ、いたら私の水道パイプが10ミリでございましたら、役場の水道パイプは50ミリと。単純に言うたら、そういうことかなあと。その間をどうつなぐかいうことが私には全然分かりませんでして、大変困ったわけでございます。役場の人の職員に助けていただいて、それは、そこをつなぐことができたわけでございます。

そういうことになってきますとね、合併するころの話は、今からはパソコンなんかも発達してくるので、い

ちいち役場へ行かんでもいいから、広域合併してもそれほど問題なりませんよということが、これ、総務省のパンフで皆さんにお配りしたわけです。まさかこういうことはですね、そのパンフにはなかったですね。

で、そうなってきますとね、やはりこれをつなぐための、その人に、もし仮に呼んで来ていただくとしたら、まあ1万とか2万とか要るわけでございますね。そうなってきますとね、それ掛ける1,000台機械があれば、それ掛ける1,000ということになりますので、大変なお金になるわけです。それらを、やはりその参酌していただいて、個人は働いたお金でパソコンをやっと購入しようわけですね。そして、操作する時間というもの、それほど勉強する時間ございません。特定の人を除いては。だから私がね、10年パソコンの中で座ってもつながらったわけですよ。これは

で、何とかですね、役場が機能の高い機械を購入することはいいんだが、それが住民とこうつないでいくときに、役場の方で互換性を持たすような、住民いいますかね、古い機械に対してですよ。私の方は、どうも機械が古いと思うんです。そういうところでですね、住民が全部ポケットマネーで、役場が予算組んで買った機械に対してですね、この懐の寂しい私がですね、あるいは町民がですよ、合わしていくということは大変なことですね。だから、ぜひ高い機能の持つ機械を導入されるときは、今まで使っておった機械との接続ができるよう、役場の方の予算執行によってやってもらいたいわけですが。

このへんについてですね、役場の方はどういう考え方で機械を購入されておるのか、その基準があるかないか伺います。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、矢野議員の行政の在り方のうちのカッコ4、パソコン購入時の基準はどうなっているか問うということでお答えしたいと思います。

実は当初、矢野議員の質問がですね、少し私の方は今のご質問と違った形を取っておりまして、別途回答を構えておりましたけど、その回答ではちょっと間に合わないようなご質問でしたので、今ご質問されたことについてお答えしたいと思っております。

まず、矢野議員のご質問でありました、ご自宅のパソコンと役場のパソコンが接続されなかつたというご質問でございますけれど、これは役場のパソコンの機能が高いとか、そういう問題ではないと思います。あくまでも、ご自宅のパソコン側のですね設定の問題だと思っております。それで、その設定については、それぞれ個人の方、詳しい方、それから苦手な方おいでると思うんですけど、一般に民間プロバイダーですね。電気通信役務提供者という言葉になりますけれど。この方の、どの業者をご利用されるかによって、その民間企業なり利用した場合はですね、そちらとのやりとり、パスワードとかいろんな契約の状況をいただくわけですから、それによって自宅のパソコン設定していただければですね、町のホームページにはつながらないということはないはずです。そこがですね、どういう理由でつながらなかつたか、その現場に私はいなかつたのでよく分からんんですけど、問題としては、ご自宅の設定が原因であつて、町のパソコン導入した機材の品質によるものではないというふうに認識しております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

これは、私個人、体験上の話は質問に使つたんですけど、町民はですね、多くの町民は多分その前の機能の

機械を使ってると思うんですよ。で、役場の職員さんに教えていただいてやった結果、つながるようになったんですね。そこが問題なんですよ。役場の方はどういう機械を買おうとも、それは議会が認めていければ予算はつきますが、どういう機能が、持つておるかという分についてはね、町民は分からんですね、役場の分については。

だから、それは従来のどういう機械を導入しようとも、従来つながっていた機能が、持つた機械じゃないと困るわけですね。町民側ですよ。町民が弱いんですよ。主権者ではあるけれども、なかなか大変なんですよ、これにずっと合わしていくということは。100億ですね、町の予算は。この100億に対してですね、みんなパソコン持ってる方が全部合わしていくということは大変なことです。だから、100億の予算持つちゅう人は、それぞれの町民が困らないように、町の方がそこの条件をね合わしていただかないと、これはね、ホームページ開いた意味がないんですよ。

だから、その基準がね、従来つながっておったものへそのままつながっていくと。町民の方が変な細工しなくともつながっていくというようなものが、私は必要であると。それが行政の果たす役割であると、こう考えておる。そのために言っておるわけでございまして、私個人のことを言ってるわけではございません。ただ、そこを使っただけの話でございまして、私の経験を。多くの町民は、多分私と同じような機械を使われておると思いますので、その点からの質問でございます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

矢野議員のご体験上のお話ということでお伺いしましたけれど。

町の下で運営していますインターネットプロバイダー、町自体が現在プロバイダーになっておるわけだけれど、1,000人を超す方が既に、町民の方がですねご利用いただいております。

それで、その町のプロバイダー業務を利用された場合はですね、町の方でサービスセンターというのを構えておりまして、そちらの方で、そのご自宅のインターネットへのつなぎ方ですね、いわゆる設定とか、ID、パスワードという照合がいるわけですけれど。その説明についてはですね、センター側から電話で対応したり、あるいは場合によっては持ち込みで、センターの方に機材を持ち込んでいただいて、それでお手伝いしてると。

ちなみに、昨年度のセンター側への問い合わせは、いろんなことを踏まえて1,130件の問い合わせを処理しております。そういうふうな処理で、私どもがセンター側から知り得る情報では、ほぼ、インターネット接続とか、そういうことはできておると。ただ、どうしてもそれでもできない場合はですね、民間企業の方をご紹介しておるというふうな手順で現在進んでおるとこでございます。

矢野議員の、町の職員がやったということでございますけれど。町の職員がやったかもしれないけど、それは公務中ではなかったと思うんです。恐らく、その方の公務じゃない時間帯にですね、矢野議員さんのお宅に行って設定されたんじやないかと思っておりまして、職員としてはですね、個人の家に行っての設定は現在のところはやっておりません。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

11番（矢野昭三君）

質問に対して正確な答弁をしてもらわんと困るんですが、時間ばかり食うて。

今言うのは、どういう機械を購入したか、その基準がありますかということが基本なんですよ。私は、町民

が誰も困らんようにしてくださいと。その、何とかサービスセンターいうのはね、私に言われたら何も知らない、分からんんですよ。それは法人ですか、それ。何とかセンターいうのは。法人。どういうわけで、そこへ町は発注しちょうわけ、そういうことを。

だから、それはね、今そんなこと問い合わせやないが。町民が困るんですよと、旧式の機械を持ってるんですよ。役場のホームページへねえ、開けろうと思うたら開きません。つながりません、役場と。だから、役場がええ機械を買うことは自由なんですよ。予算組んでね買えばいい。だけど、その結果がよ、町民が困ったらいかん。役場のやることに町民が合わすということは大変なことですよ。それは私、さっきから言いようでしょう。そのことは全然答えてない。その何とかセンターいうことは関係ないんですね。第一、その役場がやりよう、その何とかのいう、この今の情報に入らんでもええんですよ。どうしても入らないかんいう義務はない。NTTがあるんですよ。

だから、そういうことを踏まえて、一般、広い意味の、行政としてどう対応していくのか、ここが求められている。そこをちゃんとできないきませんよと、そういうことを言いようですが。

だから、どういう考え方でこの機械を買いようのか、その基準があるかないかを問いただすね。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

先ほど少し申しましたようにですね、ホームページが見えない原因がですね、役場の機械が基準が高いものを買われて、ご自宅のものがレベルが低いからだと、そういう問題では基本的にはないと私は思っております。

ホームページを開くときに、遅い早いは確かにあろうかと思うんですけれど、設定さえきちっとできればですね、そのそれぞれのパソコンの設定ができれば、そこは町のホームページは見えるはずで、その原因というのとまざまなことがありますけれど、一般的にそれが町の業務になるのか、ならないのか、私は他のプロバイダー、例えばNTTさんのOCNとかいうプロバイダがあるわけですけれど、そちらを利用されている所に行ってですね、町の職員が行って設定するのはですね、まだそこまで町の業務としては入ってないというふうに認識しております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

あのね、まともに答えてないんですよ。町民が困らんようにしてくださいよということを言いようですよ。

町民が困らん機械を買ってくださいよと言ひようがです。

だから、町民がそれに合わすような能力がない場合がある。それが困るということを言いようがです。何とかセンターへ行ったところでお金は要るんですよ、それは。だから、そういう必要性のない機械を買う必要があるんじゃないですかと。100億の予算あるからね、そらええやつ買ったらいいんですよ。だけど、結果として、町民の方にうまく役場の方が合わしていけるような機械をお願いしたいわけですが。

議長（山本久夫君）

答弁できますか。

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

町がですね、例えば町民に合わせる機械を選定すればですね、個人の設定が何の問題もなくできるということではなくて。多分、恐らく矢野議員さんが言われてるのは、分からぬ方がおったらですね、その家に行って

教えるような仕組みとか、そういうのをできないかということにも、次の質問に関連するようなことも含まれてるかなというのが想定するわけですけれど。

あくまでも接続はですね、個人の責任でやる場合もございますので、町がすべてその接続について、どのプロバイダーを使っていようと、町で責任持ちなさいよと、機材もすべて責任持たないよというふうにご質問されるのはですね、少し、町の業務範囲としては難しいかなと思っております。

議長（山本久夫君）

矢野議員の質問途中ですけど、双方ともちょっと勘違いされてるところがあると思いますんで、休憩を今から取りますので、昼休みにでもまた詰めちょっとください。

この際、13時30分まで休憩します。

休 憩 12時 02分

再 開 13時 30分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

矢野君、どうぞ。

7番（矢野昭三君）

それでは質問をさせていただきます。

先ほどの午前中の話なんんですけど、分かりやすく言えばですね、水道管に例えるならば、10ミリのパイプでつながっていたと、元々。それが町の都合で、行政の都合で50ミリにした。大きくなってしまった。で、10ミリの方を変えるわけにいきませんので、50ミリにした方が後から工事するですから、その10ミリに合わせための工事をしていただきなあ、町民は困るわけですね。道路なんかもそうですね。後からやる方が前の方へ合わしていくという、こういう考え方ですね。

だから、そういうことを言ってるわけで、そういったことの基準が本当は欲しいわけです。で、パソコンを導入するときに、町民が困らないような基準というものがあつて購入するということであれば、それは私はうれしいわけですが、そのへんをお聞きしようわけです。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

ちょっと私が新米なもので、ちょっと質問の趣旨をですね取り違えた分もあるかもしれませんでした。つまり、町のホームページの方に張り付けてる文章なんかがですね、確かに議員おっしゃるとおり、新しい形のバージョンのやつで張っておった場合ですね、古いバージョンを持ってる住民は確かに見えない状況がありまして、そういうことがもしあればですね、確かに町の方の、これは注意すべきことでございますので、そのへんはホームページ管理の担当の方とですね、住民の方がどういうバージョンであつても見れるような形でホームページの改善をしていきたいと思います。よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

それで、5番へ移ります。

職員を電子機器の家庭教師として派遣するか問います。

これはですね、なかなかその平日、何とかセンターとかいう所ですか、サービスセンター。平日、月曜から金曜しか開いてないわけございますね。それで、町民の多くは毎日仕事をしないと生活が困る。本来であれば、土日、祭日、祝祭日に夜来ていただかないと、それは困るわけです。

で、だから、前言ったように、計画は計画で必要でございますが、福祉計画、一緒ですよ。町民側から見たときに、その計画が果たして運用が適切にできるかどうか、ここが問題なんですよ。これが優しい行政運営ということになってくるわけです。ぜひですね、このへんは町民の生活を中心に据えた、そういう計画、運営、これをお願いしたいわけです。

従いまして、私は、この職員と書いておりますけれど、書かれる職員も大変だと思うが、その一般職で採用されてますね、職員さん、皆。その方が大変な努力をした上で、このパソコンの技術を習得されておるわけです。そういう分の方々たちがですね、ぜひ、町民が困らないような形で指導に回っていただければ、これは一番いいかなあと。従いまして、通告はしておりますが、町長、これはこういう努力をされよう職員に少し手当なんかを出していただいてですね、やはりご苦労、骨折らす方にはそれなりのもので応えていくということが、めりはりを利かす必要があるんじゃないかと思うんですが。

こういう、相当、私なんか10年かかるうが20年かかるうが、このパソコンいうものは、以上理解せんまま終わると思うんですが。そういう努力されよう方、また、パソコン以外にもございますけど、まあ、ここはパソコンのことでございますので。

そういう技能を持ち合わせたような、そういう努力した方については、やはりそれなりのことを応えていくべきであるというように考えますが、その家庭教師として派遣するかということと併せてお尋ね致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、矢野議員の行政の在り方、ナンバー、カッコ5の方の質問に答えていきたいと思います。

職員を電子機器の家庭教師として派遣する気はないかというふうなことでございますけれど、現在の通常業務の体制の中ではですね、職員を電子機器の家庭教師として派遣するような計画はございません。

ただ、議員が今おっしゃられたように、今、議員のご提案ありましたように、民間企業を圧迫しない程度の期間限定であればですね、そういうようなことを実施することは、町の光ネットワークサービスの利用者を増やすことにもつながりますし、そういうことが期待できますので、今後、高知県緊急雇用創出臨時特例基金事業としてですね実施できないものかというふうに検討をしてまいりたいと思っております。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

頑張った職員にということでございますけれども。

当然のことながら、幅広い業務を担当しております、この情報防災課に限ったことではございませんけれども、議員がおっしゃられるとおり、しっかりとめりはりをつけていく。そちらにつきましては、人事評価の中で対応してまいりたいと思います。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

6番へまいります。地震、津波に負けないまちづくりを問う。

これはですね、標高が高い町の東部、まあ佐賀の北部です。診療所、歯科診療所（医薬品）があります。それから健康センター、高齢者支援センター、基幹集落センター、県警の駐在所、郵便局、学校、温泉、専用自動車道のインター、それから 56 号があります。そういう所へですね、その防災上の拠点として、これは整備をすべきでないかと考えておりますが。

避難道は大事でございます。どんどんやらないきません。ただ、特にですね、保育所、学校などにつきましては、行政が保護者いいますか、親権者いいますか、そういう方々から、その命をお預かりしておるわけでございます。特に、学校については義務教育でございまして、親がなんば行かしとうない言うたち、津波の心配があるき行かしとうない言うたち、それは通りませんね、法律で。どうしたち、そこへ行かさないけません。で、行政がそういう命をお預かりしている以上ですね、安全な所にその施設がある、これが理想でございまして。新たな高台へ施設が出できるまでの間でもですね、とにかく先に避難をして、そこで学業に励んでいただくことが必要であると、こう考えるわけでございます。まあ、それが基本として考えて、当然、その高台へは備蓄施設とか、昨日も診療所で話したことですが、医薬品ですね。大概の方はそのお薬を服用してございますので、医薬品のこれは確保が大事かなというように考えております。そういうことで、早くそういうふうなことを目指して整備する必要があると思うわけですね。

特にですね、現在のその地域防災計画は、わが町の分は、伊田、有井川、上川口においては津波高 8 メートルということになってございまして。このときの条件をですね、震源域が 34.4 のときのように、震源域においてマグニチュード 9 へ当てはめたときに、私は、とてつもない数字が出るんじゃないかなと思っておるわけです。まあ、そういうこととか。

それから、町内、国道 56 号 1 本でございますので、佐賀の北部の方へそういうものを整備していくこうとすると、やはり自動車専用道路ができましてもですね、その乗り降りができないとなかなか困るわけでございます。先の防災学会でも、砂防学会、防災学会やったかな、学会の発表したレポートの中にもですね、不破原のシダ坂の奥で、どっかで土砂災害が発生したことがあるということも記されておりますので、山の上下から動くわけでございますので、そういうことを踏まえて、避難道も併せて整備する必要があるんですが。

この、そういうことを踏まえて、防災の拠点として整備することは大事だと思うんですが、この点についてお伺い致します。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、矢野議員の行政の在り方、カッコ 6 の質問にお答えしたいと思います。

地震、津波に負けないまちづくりについてということでございますけれど。

南海トラフにおける巨大地震が起こった場合は、国道 56 号が寸断され、大方と佐賀地域がそれぞれ孤立することが想定されております。先ほど、矢野議員がおっしゃられたとおりであることが想定されます。

そうした場合、まず災害対策本部を本庁に設置して、直ちに人命救助を始めとする緊急災害対策を実施しなければなりません。佐賀地域には災害対策佐賀支部を設置して対応することとなりますけれど、現在の佐賀庁舎につきましては津波による水没の危険を考えますと、災害対策支部の設置場所としては適していないんではないだろうかと考えております。従って、まず佐賀地域における災害対策支部の設置場所を、今年度見直しする黒潮町防災計画、震災対策編でございますけれど、その中で確定していく予定です。

いずれにしましても、矢野議員がおっしゃられる佐賀北部地域につきましては、津波災害のリスクが避けられる上に、拳ノ川診療所や黒潮町総合保健センターなどの公共施設が集中していますので、災害が発生した場

合には、緊急災害対策および復興対策において大変重要な役割を担う地域になることは間違ひございません。そのために、施設整備の在り方につきましても、今後の防災計画の中で検討してまいりたいと思っております。以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

7番行きます。

佐賀保育所、小中学校を拳ノ川、伊与喜へ。伊田、上川口、南郷、田ノ口、三浦小学校の避難対策ならびにビニールハウスなど、施設内部で働く方へ緊急放送が届くよう整備するか。

また、もう1つ、ちょっと通告してないが申し訳ございませんが。その佐賀北部の方にですね、ヘリポートがございませんので、これをですね、ぜひ設けていただきたいなあと。もしかしたら、佐賀北部は孤立するかも分からんなと思うて。地域的にそういう可能性がある場所でございますので、それを併せて、通告なしでございますが、お答え願いたいと思います。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

それでは私の方から、矢野議員のですね、小学校の避難対策ということにお答えを致します。

小学校の避難対策つきましては、先の5月10日の議員協議会の中でもですね、町長が基本的な方針を説明を致しました。早急にですね安全度A、いわゆる2012年のですね中央防災会議の1000年に一度といわれる地震に対応できるようですね避難施設の整備ということと併せて、計画的に避難訓練を行っていくということにしております。

また、中長期的な計画の中ではですね、できるだけ早く安全な、いわゆるレベル2の避難区域外へのですね施設整備ということに致しております。先に、防災大臣がこちらへ見えられたときにもですね、現地の方を視察をしていただいたところでございます。

議員のおっしゃられることも一つの考え方ではあろうと思います。しかしながらですね、それに伴ういろんな負担、リスクというものが生じてまいります。先に説明した町としての方針がですね、いろんなことを考えて、現時点での最善の対応策であるというふうに判断しているところでございます。

それから、大方地域のですね、南郷小学校につきましては、避難道の整備が既に終わりました。それから、上川口、伊田小学校におきましても、避難道の整備が進んでいるところでございます。田ノ口小学校につきましては、これまでの避難場所よりですね、さらに安全な場所、高い場所へ避難ができるような避難道の整備ということも検討をしている状況でございます。

それから、各学校におきましては、こうした避難道の整備と併せてですね、計画的に避難訓練、これを実施をしているところです。昨日もですね、保育所、それから佐賀小学校、佐賀中学校合同の訓練も実施をしたところでございます。

こういった訓練を重ねてですね、安全の確保ということに努めていきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、私の方からはですね、ビニールハウスなどの施設内部で働く方への緊急放送の整備についてどうする

かということに対してお答えさしていただきたいと思います。

ビニールハウス等への緊急放送を届ける方法としましては、1つは外部スピーカーで行う方法と、もう1つは告知端末で行う方法2つございます。

外部スピーカーで行う場合は、音声伝達の調査をして、改めて各地域スピーカーを建柱することになりますけれど、整備手法としては、柱にボックスをつけて、有線引き込みによって告知端末を連携する方法になります。

告知端末の場合は、現在の事業の中でもできるわけですけれど、現条例の中では、ビニールハウス等はですね事業者扱いとなる関係で、希望して設置することは可能でございますけれど、有料となります。

それから、ヘリポートの件、通告書にはないけれど答えるということでございましたけれど。これについてはですね、まだ担当部局としてはですね、その検討がまだされてないでございますけれど、まず適地があるかどうかですね。それから、どういう事業が可能か研究はしてみたいと思いますけれど、まあ、今後の検討課題にならうかと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

そのビニールハウス類については、なかなか音声が届きにくいので、今後とも検討課題として置いていただきたいなあというように考えております。

それから8番のですね、窪川佐賀間の自動車専用道の事業は大変うれしいが、供用はいつごろか伺います。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、矢野議員のカッコ8、自動車専用道路、窪川佐賀間の供用はいつごろかについてのご質問にお答え致します。

一般国道56号窪川佐賀道路、延長17.3キロメートルにつきましては、平成16年12月7日に都市計画道路、自動車専用道路でございますが、決定されたものでございます。

平成17年度に事業採択されまして、現在、線形不良箇所や災害危険箇所が多い片坂バイパス、延長6.1キロメートル区間の工事を実施しており、昨年度より本線工事に着手し、現在、市野瀬橋の下部工や、橘川橋の上部工等を施工しております。

片坂バイパスの現在の進ちょく率につきましては、用地が約89パーセント、事業が約21パーセントとなつておりますておりまして、供用につきましては、現在のところ正式な公表はありませんが、平成28年度以降の予定となつております。

また、議員ご承知のとおり、本年度、窪川佐賀道路の未事業区間でございました四万十町中央インターチェンジから四万十町西インターチェンジ間の延長5キロメートルと、仮称、拳ノ川インターチェンジから、仮称、佐賀インターチェンジ間の延長6.2キロメートルの2区間が事業着手となり、計画していました全区間が事業化となりました。

今後、都市計画決定路線を基に現地測量や地質調査を行った上、道路の詳細設計、用地調査、交渉へと移り、工事へと順次着手してまいります。

供用につきましては、用地買収や工事の進ちょく状況にもよりますが、本年度より事業着手になったばかり

ですので、現段階では未定となっております。供用開始になりますと、観光振興や地域経済の発展、活性化につながるとともに、災害時には緊急輸送道路としての機能、効果を十分発揮し、地域住民の安全、安心な暮らしを確保する命の道となります。

今後も地権者の皆さまにご協力を賜り、国土交通省、高知県をはじめ、関係機関の皆さま方と一緒に、早期整備に向けて取り組んでまいります。

以上で答弁を終わります。

7番（矢野昭三君）

9番へ行きます。歩行者を含めた交通安全計画は十分か問います。

見通しの悪い横断歩道は、信号機。町道への右折車対策には規制線を見直し。事故が続いている場所は改良ということでございます。

56号を使っての通学をしておる人たちもございます。そういう所は、まあ保護者の方からですね、信号機も付けてもらいたいがなと、こういうようなお話をいただいたりしておるんですが。そのですね、まあ危ないなあといわれる所。あこは事故が何件あったかなというような話が先になりますので、事故があつて、重大事故に遭われて、それから安全対策をということでは、もう手遅れでございますね。そうなる前に、悪い所は悪いということで、国道、県道それぞれございますが、所管する機関へですね、強く要望をしていただきたいと思うわけです。

それからですね、町道を使っての通学、県道を使っての通学もございます。で、ずっと学校近辺見て回るんですね、その歩道を表示する規制線がない所がほとんどで、まあ、私の知る範囲はほとんどでございまして、これはいかんなあということで。教育委員会の方からもですね、私は、ぜひ、PTAが言うてこんきとか、あるいは地域の区長が言うこんきとかいうことでなく、子どもの命を守るという観点に立ってですね、主体性を持って、その歩道の規制線を設置することを訴えるものであります。それから、国道についてもその場所場所によつて、そういうもの、ぼつぼつやつてはございますが、分かりにくいくらいなんかもございます。

で、よくそういう所もご覧いただいて、交通安全対策基本法によるところの交通安全対策、市町村計画は大変位置付けの高いものでございますので、そういうものを示しながら、国、県へ要望も重ねていっていただきたいということで質問をするわけでございますが、ひとつよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

建設課長。

建設課長（森田貞男君）

それでは、カッコ9番の、歩行者を含めた交通安全計画についてのご質問にお答えを致します。

交通安全対策につきましては、総合的かつ計画的な推進を図るため、交通安全対策基本法に基づき、平成18年に第8次黒潮町交通安全計画を策定し、交通事故のない安全、安心な黒潮町を目指して取り組みを推進してまいりました。

第1次黒潮町総合振興計画におきましても、主要施策としまして、交通事故のないまちづくりのため、関係機関と連携し、道路環境の整備や交通安全思想の普及を図り、人が優先の安全で安心できる歩行空間の整備を目指し、通学路などの歩道整備やバリアフリー化を推進し、交通事故防止のために機能分担された道路網の整備を推進する。また、信号機の改良、その他交通安全施設の整備を行うことにより、死傷事故の抑制を図ると位置付けをしております。

今後は、交通安全計画にて策定しました対策や取り組みについて、成果や課題等を検証し、引き続き安全対策に取り組んでまいりたいと存じます。

本年4月に起きました、京都府亀岡市や千葉県館山市での集団登校中の児童の列に、軽乗用車が突っ込むという悲惨な事故がございました。本町におきましても、議員おっしゃりますように、町内の国道、県道、町道につきましては、多くの児童生徒が通園、通学路として利用していますので、先ほど言われました規制線も含めまして、歩道整備等につきましては積極的に整備を図らなければならないと考えています。

なお、国道から町道への右折対策や、交通事故が続いております個所につきましては、引き続き、国土交通省中村河川国道事務所等、関係機関へ、線形不良箇所の改良や視線誘導標および線形誘導標のさらなる充実を強く要望してまいりたいと存じます。

以上で答弁を終わります。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

教育委員会の方からですね、要望すべきではないかというお話でございました。

確かにですね、児童生徒が通学路に使用を致しております町道等ですね、危険な箇所がございます。また、県道、国道にもございます。必要に応じてですね、所管課と協議をしながらですね、一緒に要望するように検討していきたいというふうに考えております。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

ありがとうございました。

それでは、頭の方の情報行政の在り方について、1、加入者数、加入率と加入促進対策を問います。

この分はですね、加入、その1割。計画いただいたあれは2割でしたね、この年度のところが、23年度でしたかね、加入率2割。それはそれで、初年度、仕方がないですが。最後のところはね、やっぱりね、8割以上を目指にですね、私はすべきであろうと。町民の大事な財産を造ったわけでございますので、加入率が3割みたいなことではどうもなりませんので、8割以上を目指す計画が必要である。そのためには何をせないかんかいうことでございますが、制度を含めて、条例を含めてですね、すべて分かりやすく整理していただかないと困りますね。

例えば、町長へ申し込みしておりますのに、返ってきた文書は何とかサービスとかいうようなことで、記号が大半多いような文書を頂いております。それから、規約というのも、黒潮町ということをまず書き出しにございますが、団体の意思決定はしてございませんね、あれは。議会の議決しておりません。で、そういうしたこと。

それから、個人の秘密に属する部分の集金業務を民間の金融機関に任すとかいうようなこともございますが、これはね、個人情報保護法の問題らも含めてですね、基本的に一回整理する必要があると思うんですよ。

私は、これはやったものだから、町が作ったものだから、8割以上の加入を目指してやるべきであると考えます。そのためには、そういうことの課題をですね整理していただいて、その上で、広く町民に加入促進を呼び掛けていくというようにすべきであろうと考えますので、その点についてお答えいただきます。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の矢野議員のご質問にお答えしたいと思います。

黒潮町光ネットワークの加入率のことございますけれど、加入者、加入率と加入促進対策についてという

ことでございますけれど。

平成 24 年 5 月 31 日現在で、黒潮町光ネットワークサービスの利用者そのものはですね、93.8 パーセント、4,870 契約でございます。これは、告知端末も含めてという意味でございます。そのうち、有線テレビ放送、いわゆる CATV ですけれど、加入率は 37.9 パーセント、1,969 契約でございます。インターネットサービスの加入数におきましては、19.5 パーセント、1,011 契約となっております。

今後の加入促進対策についてでございますけれど、既に 12 月議会、3 月議会で総務課長の方がお示しをさせていただいておりますけれど、有線テレビ放送サービスについては、総務省が示す基幹放送普及契約に基づいて、民間テレビ放送 4 局化を目指しております。既に、株式会社愛媛朝日テレビ様には、昨年 12 月に区域外再放送同意に係る協議の申し出をさしていただいておるところです。しかし、県内の民放各社の同意を得ることが必要ということで、同じく昨年の 12 月でございますけれど、県内民放 3 社様にですね、区域外再放送同意に係る協議の申し込みをしてるところでございます。3 月議会の段階で、6 月 1 日をめどにですね、放送開始に向けて調整をしているという報告をさしていただいておりましたけれど、その調整にいま少し時間がかかるつておる状況でございます。今後はですね、年内をめどに放送ができるように努めてまいりたいと思っております。

それから、自主放送の方でございますけれど。今年 4 月から自主放送は開始されておりまして、本議会も実況が放送されておるところでございますけれど、できるだけ多くの方に番組に出演していただくための番組制作に努め、そして、店舗、電気店などへの加入申込書、番組表など設置協力依頼、街頭宣伝活動や定期的なチラシ、パンフレットの配布とか、新サービスの開始に合わせたキャンペーン、またよく分からないという方への訪問説明などをサービスセンターを中心にして実施しながら、魅力ある番組にすることで加入促進を今後図つてまいりたいと思っております。

以上で答弁を終わります。

(矢野議員から「答弁漏れや。答弁漏れ」との発言あり)

(議長から「集金、集金」との発言あり)

集金の民間委託の件。

(矢野議員から「規約。規約はあって規約の中に集金することについて、払わん人には民間の金融へ委託するとかね、そういうことがあるけど、それはどこで決めたのか。黒潮町として書き出しはあるけど、議会で議決してないよね。その根拠よね。それは質問じゃないで。ただ、さっきお金集めるところにも問題がありませんですよと言ったわけです。あくまで、黒潮町はときたら。黒潮町はとしたら、これ、団体の機関意思決定がされてない。議会で可決してない。規約するもの。だから、ここは問題ですよということ 2 点。それ以外にあるけど、まあ時間がないき言いよれん。とりあえずそれだけ」との発言あり)

失礼しました。

集金を民間委託はしてないです。町が集金します。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

あと 2 分です。

7 番（矢野昭三君）

時間がないき、自動で進んだみたいですね。

規約そのものに黒潮町とあるんですね。これは、議会が議決して、可決して、初めて黒潮町という団体意思が決定するわけですね。それがなされてないから、そこは問題じゃないですかというわけ。

それから、お金の集金については、お金を払わん人には民間の金融へ委託しますよということを書いてますね、文書の中に。そういうことがあるので、それらを含めて条例のところからすべて整理していただいて、町民に分かるようにしていただくと。そういうって、初めて普及が図れるということを言ってるわけで、そこを整理してくださいということを言いようわけです。

次、行きます。

それで、町境の在り方ですね。町の境の管理はよいか。

地方自治法第5条、地方公共団体の区域は、従来の区域によるとあるが、従来の区域とは、知らないうちに道路を開設されておる場所がございますが、このへん、町の方には、相手方から何ら開発についての協議がございましたろうか。

町民は大変困っておりますが、いかがですか。

議長（山本久夫君）

地域住民課長。

地域住民課長（大塚一福君）

それでは、矢野議員の町境の管理についてお答え致します。

まず、地方自治法第5条、地方公共団体の区域は、従来の区域によるとあるが、従来の区域とは、についてお答え致します。

私なりに調べてみたので、間違つていれば教えていただきたいと思いますので、よろしくお願ひします。

地方自治法の逐条解説によりますと、従来の区域とは、本法の施行当時の従前の都道府県及び市町村を、そのまま地方自治法上も都道府県及び市町村として存続させることとされたので、地方公共団体の名称と同じく、その区域についても本法施行当時の従来の区域によることとしたという意味であるということで、逐条解説等にあります。

例えば、川の中心をもって郡村界とした場合、川の流域が変更していても、郡村界は当然に変更するものということはできないということに書かれておりますので、まあ、川の中心をもって、町村界にしておっても、川の変更があっても従前のままという理解で私は解釈しております。

また、知らないうちに道路を開設しているという件につきましては、所有者が民間であれ、官地であれ、無断で道路を開設することは許される行為でないということで認識しております。開設するとなると、当然、地権者の許可を得て開設すべきであります。

町境の管理については、町境の所有者が民有地となると、双方が隣地境界を常識的に見て異議がなければ、町としては、この境を町境と考えております。

黒潮町総面積188.47平方キロの町境を管理することは非常に難しいことと考えますが、町境の確認が必要な場合には必要に応じて現地確認するなどして町境を管理しているのが現状ですので、よろしくお願ひします。

なお、この開発について、まあ開発した所から町に何らかの話があつたかということについては、当事者の方から聞いただけであって、開発した者の方からは、町の方にこうこうで開発したいという旨の話はありませんので、お答えしたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

残り1分になりました。

4番のですね、産業振興のあり方について。

農業、漁業の不振対策。課題解決のためには、各農漁家へ出向き、意見を集約し、対策を講ずるべきと考えるが、姿勢を問います。

最盛期の平成4年には30億あったものですね。ただ、当時は佐賀の分を入れたら40億になります。現在、22年で分かってるもんで16億8,000万ということになっておりまして、半分以下なっておりますので、この対策をどうするのか伺います。

議長（山本久夫君）

農業振興課長。

農業振興課長（松田二君）

それでは、矢野議員の農業、漁業の不振対策ということで、課題解決に向けてですね、各農漁家に出向き、意見集約した中で対策を講ずるべきというふうに考えるということについて、農業にかんして私の方からお答えしますけれども。

前回の3月議会のときに、この農漁家に出向く部分についてはですね、農家にはですね、品目的に各部会や組織があるということで、それらでいろいろな検討をした中で、その中にですね、県の振興センターとか、JAとか、町が入り込んだ中で意見集約して、それから協議をしようというような形で、個別の訪問についてはですね、考えていないというようなことをお答えさせていただきましたが。先ほどの質問事項にはですね、農家所得の件が出されましたので、それについてお答えさせていただきます。

平成4年に、旧大方町で約30億、佐賀を含めると40億というような形で、現在16億8,000万という、この質問ですけれども。

これについてはですね、以前の農業主体で農家人口そのものですね、かなりな農家人口もあって、高齢化、あるいは農業不振に伴うて農家の人口減にもなっておりますし。また、近年の資材単価の高騰に比べてですね、農産物の価格の低迷というような形もありまして、農家に従事する、まあ農家自体が減っていることもありますので、そこらへん何とか対応せないかんというような形で、議員さんに議員協議会の中でもご説明しましたように、まあ、農業公社の設立なんかしてですね、後継者を育てたいという対策。あるいは、国のですね、いろんな後継者対策、県の後継者対策、その制度を基にですね、町もいろいろと施策を考慮しながら対応したいと、そういうふうに考えておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

議長（山本久夫君）

海洋森林課長。

海洋森林課長（浜田仁司君）

漁業の方について回答させていただきます。

私の方は、カツオ漁業の現在の取り組みについて述べさせていただきます。

カツオは佐賀の主力の魚であり、黒潮町の総合振興計画の中でも活餌供給基地としての体制を構築し、カツオ一本釣り漁業の経営安定と水揚げの増加を図るということになっております。これによって、地域経済の活性化や、雇用が支えられると考えております。

現在、町内にはカツオ漁業にかんして、19トンが10隻、大型船が9隻で、現在、土佐沖、鹿児島沖、千葉県沖で操業しております。これらの船は、ほとんど若い後継者が乗船しており、連日、水揚げを競い、明るい展望となっております。

それで、平成21年度より本格的に再開した佐賀漁港のカツオの活餌の供給事業は、大型船、外来船の入港に

より水揚げの増加につながり、現在、土佐沖の漁の活発化で、先月、5月1カ月間で、県の佐賀統括支所で1億2,000万の水揚げがありました。さらに6月に入ってからは、連日1,000万円の水揚げが続いております。この最盛期にカツオの活餌を、餌を切らさないように、漁協も長崎や宇和島等からの餌場から買い増しを行っております。6月9日の長崎よりの活餌が届きましたが、そのときには、宇佐、久礼、佐賀の9隻が餌を受けて、沖の漁場へとピストン状態の盛漁期となっております。それで、船員も休養が取れ、地元の買い物などが増えるなど経済波及効果は大であり、まさに、餌のある所にぎわいがありというところです。この状態が一日でも長く続くことを願っております。

それで、最近では、この水揚げされた生鮮ガツオを土佐佐賀の日戻りガツオという地域ブランドで売り出したり、それから、エコを売り物にして販売促進を図っております。特に釣りのような、資源と生態系の保護に積極的に取り組んでいる漁業として、高知県漁協は大日本水産会のマリン・エコラベルの認証を取得し、エコラベルを張り、消費者への認知度の向上を図っており、この4月、5月にかけて、東京銀座三越で販売したカツオは100グラム790円でした。地元の数倍の値段で売れ、鮮度の良さ、環境の興味のある消費者に受けられたのではないかと考えております。

これは始まったばかりで、認知度、知名度アップのために積極的に購入拡大につなげ、このような生産から販売までを関係者と連携の下、事業展開を図っていきたいと考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

矢野君。

7番（矢野昭三君）

最後に明るいお話を聞かせていただきまして、ありがとうございました。

これからも町民のために頑張っていただくことを期待しまして、質問を終わります。

ありがとうございました。

議長（山本久夫君）

これで矢野昭三君の一般質問を終わります。

次の質問者、小松孝年君。

1番（小松孝年君）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問の要旨に従って質問したいと思います。

今日の質問はですね、災害対策についてということと、それから町発注工事と職人確保、それからスポーツ振興についての3点、それについてやっていきます。

まず最初に、災害対策についてですが、これについてはですね、昨年の6月議会あたりからです。1年間、まあ毎回ほとんどの議員が一般質問に組み込んでおります。私も、避難道や避難場所についてや、それから自主防災組織、共助マニュアルの作成の提案とか、それから災害協定に至るまで、いろいろと一般質問に取り上げさせていただきました。

この1年間は、その行政の考え方がどうなのかとか、それから、提案を交えながら質問をしてきましたけれども。質問した中で、ほかの議員の方々の質問なんかもあって、執行部の答弁とか町長の考え方を聞いているとですね、行政と議員の考えてることは、大筋では大体同じ方向にあるんじゃないかなと思っております。ただ、すぐにできるかどうかの問題というのかなりあるんじゃないかなと思っています。

そこでですね、今日はあえて提案という形で、ここに挙げさせていただいております。

通告書の質問の要旨には、番号を3つ振っておりますけれども、内容的には1点ですので、一括して質問し

たいと思いますので、そういう答弁の方をよろしくお願ひします。

通告書の内容はですね、1番目にですね、津波対策の一つとして、救命胴衣、ライフジャケットですね。を備えておくように住民に啓発してはどうかと。また、公共施設や公用車、消防関係等の車両に装備。装備じやなくて、ここは配備という言葉の方が正しいんじやないかと思いますけれども。しておくことも必要ではないかという内容です。

特に消防においてはですね、5月の21日ぐらいのニュースで、高知市と南国市には、何かエアジャケットというのを、全国初の配備されたと。そういうふうなニュースもありました。

この5月、6月でかなり、エアジャケットではありませんけども、そういうところに、会社やら、いろんなそういう団体。かなりライフジャケットを車に配備したり、というのがかなり増えて、どんどん増えていつております。

ということで、カッコ1はそのライフジャケットの配備、それから啓発。

それから2番目がですね、住民への啓発方法ということで、避難困難地域の方にはですね、特に防災グッズの一つとして家に備えておく。それから、それ以外の方々にも自家用車に備えておくように呼び掛けたり、それから購入方法についてですね、町がまとめて仕入れて。まとめて仕入れると、多分安く仕入れができると思います。避難困難地域ですね、まだ、どこからどこまでが何分というのが正しいのが出てませんけれども、そういう所においてはですね、人数分の全額補助とか。それから、それ以外の方。中山間に住む方なんかも、ひょっとしたらこっちへ仕事で出てこられたときなんかもあります。その人なんかには、車なんかに置いとくようとか、そういうことで。それ以外の方には、希望者に半額補助をやってはどうか、というのが2番目の書いてる内容です。

3番目はですね、これは災害というのはいつ起こるか、いつ、どこで遭遇するかは分かりません。この3つ同じ内容なわけですけれども、避難道や避難タワーの建設も急ぐが、建設途中で災害が発生した場合は、当然役に立たないし、たとえ完成した後でも、災害時には何が起こるか分からないので、訓練どおり逃げられるとは限りません。すぐできることの一つとして、また、町長がいつも言っているように、二重、三重の対策の一つとしてすぐに取り掛かるべきではないかと思いますが、どうかということで、考え方を問うというふうな質問になっております。

1回目の質問、その点の3つをお答えください。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

では、ただ今の小松議員からのご質問にお答えしたいと思います。

確か、昨年の12月議会でも、議員からライフジャケットの配布をしてはどうかとのご提案がございましたが、平成23年度におきましては、高知県の補助事業と高知県市町村総合事業組合の助成制度を活用しまして、消防団へ117個の配布をしております。

ただ、国と県の方ではですね、私どもが調べた限りでは、現在のところ、一般住民へのですね一律配布といったような形での助成制度はございません。

小松議員のご質問の主な趣旨の方はですね、一般住民の方への一律配布、または補助をしてはどうかというところが思いが強いと思いますので、現在の黒潮町の考え方を述べさせていただきたいと思います。

まず、最悪の事態ですね。地震が起こって津波が侵入してきた、最悪の切迫した状況を考えた場合の対策。そのことを講じるのは、大変重要なことと思っております。地形や避難場所ですね。それから浸水の状況によ

っては、救命胴衣などの装着が有効となる可能性も十分あると思っております。

しかし、一方ではですね、装着に要する時間とか、それから迅速な避難行動を取るときの身のこなしにどういう影響が出るか、心配な点もございます。そういう意味でも、課題も幾つかあろうかと思います。

今後ですけど。これから地域の方々のご意見を聞きながら、救命胴衣、いわゆるライフジャケットの配備すべき施設。それから、その方々の特性、地域、必要とされる方々のですね状況を把握しながら、今後検討してまいりたいと思っております。

以上でお答えします。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

まあ、大変有効な手だてではあるというの認識されてると思います。

ほんと、答弁の中にありましたように、その装着する時間とか身のこなしとかありました。まあ、この災害時にですね、この前の東日本大震災でも分かるように、逃げる最中、ライフジャケットいうがは、まあ防災グッズの一つとして置いちゃってですね、もう逃げながら着るとか、そういうこともできると思います。

それから、住民の方々の意見を聞いてと言いました。まあ自分も先行してですね、いろんな人に今聞いております。住民の方々に、こういう、どうしても逃げる時間が間に合わない。そういう人たちのところには、もうライフジャケットを配るという考え方はどうですか、というふうなことをいろいろ聞いて回っています。すると、もう聞いた方々のほとんどがですね、ああ、それはええねというふうに言ってくれます。ですから、やはりそういった災害対策の一つとして、やっぱり住民の方々も身を守るためにですね、そういった対策も取っていただきたいという意見はほとんどじゃないかとは思っております。

例えば、今まで、いろいろと災害についての議員からの意見なんかで、やはり避難道の拡幅とか延長、整備、すごい大事なことあります。今度の起こるとされるその災害はですね、津波だけではありません。やはり家の倒壊やら、いろいろな事態が想定されるわけです。で、そんなになったときに、せっかく造った避難道があってもですね、逃げる途中で波に襲われるというか、たった50センチの波でも足がすぐわれて流れるわけですから、今、想定されてる30メーター以上とか、20メーター以上、10メーター以上、どの波が来ても全くおんなじなわけですよね、逃げ遅れれば。そんな方々。

それから、家が倒壊して、ふさがれて、八方逃げる道を失った方なんかもですね、まあこれは冗談でなくて、水に流れながら、浮いておれば逃げれたという前例もありますし、そういうライフジャケットのようなものを着て活動してる途中に、流されよう途中ですね、そこで何人も、自分が浮いてるから、一緒に流れている人なんかを救い上げたという実例もあります。ですから、1人が助かることによって、ひょっとしたらそういうライフジャケットない人なんかも助けるという。こういうしっかりした実例もありますので、そのへんも頭に入れておいておってほしいと思います。

とにかくですね、この黒潮町は全国一というふうな、全国ネットで知れわたっていますので。津波対策については、ほんと先進地になるべき地域だと思っております。先進地というのはですね、ほかのどの地域もやつてないことを発案して実行していくというのが、実行して初めて先進地ということになるのではないかと自分思ってますので。

まあ、いつも質問の中でちょっと言い方悪いんですけど、この町の悪いところはですね、いつもどこかの地域がやったところを手本にしてとか、見習ってとか、そういう動向を見ながらとか、ええところはありました。だからですね、こういった素晴らしい宝を持った町がですね発展していかない理由はそんなところもありますの

で。

このライフジャケットについての話ですけど、ちょっと話がそれましたけれども。ほんとに津波の高さに關係なく役に立つアイテムですので、ぜひ取り組んでほしいと思います。まあ、今の答えの中では、今から全然やらないというわけじゃなくて、話を聞きながらやっていくというので。早急にですね、すぐできることだと思いますので、やってほしいと思います。

それとですね、今回、少年消防クラブの方にライフジャケットの配布というのが、補正予算の方へ出ておりましたけれども。それ、確か100パーセント補助というのがありました。

これは、ライフジャケットを購入にかんして100パーセント補助があったんですかね。

そのへん、1点。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

伊田の少年消防クラブにですね、補助があった件だと思いますけれど。

それについては、ライフジャケットに限らず、日ごろの活動に必要な品々をですね一括して購入しました。

それは100パーセントの補助で行っております。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ということは、もしですね、今日提案しています、まあ住民なんかにライフジャケットを配布するとなったら、そういう内容でも、あれ国からの補助ですかね。国からの補助を100パーセント受けられるのですかね。ちょっと。

議長（山本久夫君）

情報防災課長。

情報防災課長（松本敏郎君）

今回、伊田消防クラブが受けられた補助というのはですね、一般コミュニティ助成事業、自治宝くじセンターの助成でございまして。それは一般といつてもですね、グループですね。地域で活動するコミュニティーのグループに対しての助成となっておりますので、地域住民一律にですね配布というのとは少し違います。そういう活動のする所、特に防災関係の活動に対して今回補助があったわけですから、一般住民の一括配布とは、またちょっと違う趣旨でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

そういう補助金の活用いうのはですね、やっぱり行政の方が詳しいわけで、そういうどんな補助金があるかという、まあそういうが調べてですね、ぜひ、この1問目のライフジャケットの配布、啓発、まあ啓発ですね。そういうことを行っていただきたいと思います。

それでは、2問目に入りたいと思います。

2問目の質問はですね、町発注工事と町内の職人の確保について、ということについて質問を挙げております。

ここではですね、町内の職人、まあ建築関係についてですけれども。どんどん減っているということで、後

継者も育たない状況にあるというのが現状です。そういう職人も守っていかないかんということで、質問しております。

まず、質問の要旨 2 点ありますけれども、まず 1 点目についてお答えいただきたいと思います。

1 点目はですね、軽微な工事において、予算要求をするために町内業者に見積もりを依頼した場合、手数料は払われているか、ということです。

それから、各課において方針が違うように思われますけれども、統一すべきではないか。また、見積もりを依頼するときには、その趣旨を業者にしっかりと伝え、過不足のない見積もりを依頼し、査定においては十分内容を理解し、請け負う業者に負担を掛けないように注意をすべきではないかという内容です。

ちょっと分かりにくいかもしれませんけれども、これはですね、軽微な工事というのは、建設業法に言われる 500 万未満の工事。その中でも、今日挙げてるのはもっと低い、100 万以下ぐらいの工事の話ですけれども。これまあ、恐らく行政の方、予算を取るときに大体どのぐらい掛かるか分からんので、地元の業者に見積もり頼んだりしていると思います。そのときにですね、ちょっとその業者側と行政側の思惑が違ったりして、ちょっととんでもないことが起きたりしてるのが現状じゃないかと思います。大体その、もともと設計書のない部分はですね、見積もりをするに当たっては、その現地に行ってですね測量したり、それから調査とか、それから材料の調査。まあ調査いうのは、現地の調査、材料の調査ですね。いろんな役の掛かる現場もあります。そんなときですね、その見積もり頼んで、その見積もりを頼んだ業者には、やっぱりその見積料金というかですね。大した掛かるもんじゃないと思いますんで、そういうのもちゃんと支払うべきやないか。

それから、その見積もりした業者がまたその入札に入ってくるとか、いろいろそのへんが統一されていないんじゃないかなと思いますので、あえてここで質問させていただいております。

1 点目、そういう質問でよろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは小松議員の一般質問、町発注工事と町内職人確保についてのご質問にお答えしてまいりたいというふうに思います。

通告書に基づきましての答弁になりますけれども、軽微な見積もり依頼について手数料を払われているか、とのことですけれども。基本的に、軽微なものにつきましては手数料の支払いができません。

なお、これらの事務推進についての基本的な部分については、町内で統一ができるというふうに考えております。

ご質問の後段についてはですね、見積もり依頼業者を信頼致しまして町の方は委託するわけですので、工事の趣旨を十分に伝えた上で見積もりをお願いしておりますので、実際の施工にかんし、施工業者に負担の掛からないような見積収、予算化、工事発注ができているものと考えております。

なお、今後ともこれについてはですね、注意を払いながら対応してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1 番（小松孝年君）

今、答弁いただきましたけれども、ちょっとニュアンスが違うところがあります。十分に内容を説明しながらというが。

例えばですね、その見積もりを頼んだときに、業者側は、まあ自分が仕事できるもんだと思って見積もりする見積もりと、それから、その予算取りのために見積もりをする見積もりが、まあ、いろいろあると思うがです。

例えば、一般のその家庭とのやりとりでもですね、少しでも安うにやっちゃんたらええなという形で、その会社なりにですね目いっぱい、一生懸命引いてですね。例えば、100万すぐに掛かるもんやったら、80万ぐらいまで見積もりを落として、それで見積もり出すのが普通なわけですよね。ほんで、そのへんがこう考え方の違いというか、どういうふうにやってええか分からんというのが、食い違いの原因があるわけです。

業者が、例えばそういった考え方いうか、少しでも安うにやってあげろうと思う形で見積もり出した場合、町はそれもらって、それがすべてやと思ってやって、それからなおかつ、なんばか引いてですね出すとですね、もういうたら、ぎりぎりの線で業者は見積もり出してるのに、それ以上引かれたら、なかなか商売が成り立つていかんような状況で発注されたり、そういうことがあります。そういう形で発注されても、やっぱり今仕事がない状況で、業者はですね泣く泣く、ちょっとずつ下げてですねやらないかん。ほんとに年間通じてあまり仕事がないのに、そこまで引いてやると、もう全然利益がない。ほんとに業者として商売が成り立つかないような状況がかなり、今まであったと思います。

それと、その統一されてる言いましたけれども。その何が統一されてるか分かりませんが、多分、見積もり頼んで、それお金払わないかんことは統一されちようと思いますけれども、その取り方。見積もりの取り方については統一されてないんじゃないかと。

例えば、まあいうたら業者にしっかりとった内容を説明してくれるのは、この仕事はあなたには、もし入札した人には普通仕事、入札資格がないわけですので、予算取りのためにちょっと見積もりしてほしい。ほんで、これは誰がやっても困らないような見積もりをやってほしいというふうな依頼の仕方をしてですね、それで予算要求に充てる。そいついた形を取らないと、いつまでたっても安売り合戦になってしまってですね、この田舎のほんとに業者は泣いてますんで、その点よろしくお願ひしたいんですが。

何かええ方法があれば。ええ方法いうか統一するような、統一のことについてもう1つ、もうちょっと答えてほしいんですけど。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

まあ、確かに微妙な問題がありまして。見積書を出しますとですね、業者さんは、これでまあ自分が仕事できるかなという思いもあるうかと思います。確かに、そこらへんの微妙な問題があつてですね、今、議員から質問があった内容のことも耳にすることもあります。

それで、基本的にはですね、指名して随意契約するなりしていく場合に、予定価格というものを自分たちは作るわけですが、その予定価格をどのように求めるかということになろうかと思います。

従いまして、今後はですね、建築業者でなくて、今建設の方の、土木関係の業者さんとの協議を推し進めてですね、今年から進めておるわけですが。まず、工事を地元発注ということを心掛けておりますので、地元業者、町内を4つの区域に分けまして、その地元業者については工事のための見積徴収ということになりますので、その工事を予定する以外の地域の2社なり3社なりからですね、最初、見積書を取ろうということで。それがその平均といいますか、大体の所で予定価格を作っていくという作業に、今、事務を進めています。その予定価格に基づきまして、今度、実際施工する段階に競争見積を取りということで作業を進めておりますので、建築の方もですね、そんな方向で検討してみたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

土木関係は、結構かっちり出しやすいと思います。

それと、今言われた、その地区を分けて、区域外の所からその見積もり取ると言いましたけども。そこには、そのちゃんとした手数料というか、そういうがを払われるものかどうか。

それから、さっき言うた建築関係はですね、いろいろ見方によって違う、その材料の選び方によって違う。結構いろいろと、目に見てこない材料なんかもたっぷり要ったりするときあります。そのへんもありますので、建築関係についてはもうちょっとこう練ってやっていかないかんがやないかと思います。

で、今質問したような、手数料は払われるかどうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

基本的にはですね、町の方から言いますと、お互いでですね事業を推進するという立場に立っていただいて、

基本的には軽微なものを見積書については支払いをしないということで考えていきたいと思います。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今、しないということで答弁もらったわけですけれども。

やはりこれはですね、ちゃんと動いてもらうたからには手数料を払っていくようなことを、今からちょっと考えてですね、もうしませんじゃなくって、するようにしていかなければですね、やはり将来的に、まあ、ここでちょっと言いにくい問題が出てくると思うんですけども。そういう問題が起こりかねないこともありますので、ぜひともですね、そういう見た見積もり取った、すべて仕事になるわけですから。所には支払っているようなシステムづくりというかですね、といった内容でお願いしたいと思います。

次にいきます。次のカッコ2の方ですね。これも、まあ大体ちょっと1問とこう重複してくるところがあるわけですけれども。

町内業者を確保するということは、安心、安全なまちづくりのためには重要なポイントになってくる。なぜなら、地元に關係業者がいることによって、一人暮らしの高齢者を狙った悪徳業者の侵入防止にもなります。また、災害時の復旧にも、町内の業者というか、地元の業者はですね大いに活躍できる、そういう実績もあります。そのためにはですね、町内業者の確保。とにかく、確保するためには仕事の確保もしなければなりません。それがもう重要課題であります。そして、仕事がなくてはですね、後継者育成もできないという声もたくさんあります。そういうことで、ますますそういう職人の数は減る一方になっております。そういう職人のみならずですね、商工業者を守る施策を打ち出すことができます、また雇用問題とか、それから高齢者福祉の解決策につながってくるのではないかと思っております。新しい制度づくりや助成の方法を考える時期に來てるのではないか、というふうにここに書いておりますが。

新しい制度づくりとか助成。助成についてはですね、今まで何回か質問してきましたし、後でほかの議員からの質問もありますのであまり深くは触れませんけれども、リフォーム助成とか、いろんなことがあります。新しい制度というのはですね、まあ町内業者に発注すれば、何らかの助成があるとかですね、そういうた

制度的なものができたら。

リフォーム助成なんかはですね、それこそだいぶ前に質問したときにも言いましたけれども。今、農業集落排水やですね漁業集落排水のところで、下水の切り替えをしなければいけないけど、お金がないのでできない。そういったとこなんかはリフォームの助成が使えたらですね、もうちょっと遅くなつたかもしれませんけれども、そういった家の改造とかにも役に立ちますし、それから耐震対策にも結構役に立つてくるんじやないかと思つてますので、まあ、あえて2問目はこういうふうな質問させていただきましたが。

そういう内容について、いかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

総務課長。

総務課長（松田博和君）

それでは小松議員の一般質問の、町発注工事と町内の職人確保ということで、カッコ2の方の質問に答えてまいりたいというふうに思います。

ご質問の趣旨はですね、町も大変重要なものと考えております。従いまして、町発注工事につきましては、現在も町内業者への発注を心掛け、可能な限り地元業者育成を進めておるというふうに考えております。今後ともですね、この基本は堅持しながら業務を進めてまいりたいというふうに思います。

ご質問後段の方で、新しい制度の検討をとありますけれども。現在、町と致しまして最重要課題であります、地震、津波対策と絡めた中ですね、制度化ができないか検討してまいりたいというふうに思っております。

以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ぜひですね、今言っていただいた答弁、すごくこう良かったなと思うところは、ほんと、地震対策とかそういうがについての助成制度を考えていきたいと。ほんとに、割と農業とかですね漁業はいろんな補助制度がありますけれども、割と建築関係は見捨てられたところあります、ほんと仕事がなくって、自分で一生懸命探してはいるんですけども、なかなか仕事がないときなんかには救済措置がないというのが現状です。ぜひともですね、さつき言ったような形ででも構いませんので、いろいろとそういった制度とか助成金を使うことは、やっぱり行政がその仕組みづくりをするということは一番大事だと思いますんで、よろしくお願ひしたいと思います。

まだまだあるわけですから、おんなじような内容になってしまいますので、次へいきたいと思います。

次、3番目の質問です。これはですね、スポーツ振興についてということで久々に出しておりますけれども。これ、2つ用意しております、要旨の方で。

1つ目はですね、合宿誘致、アスリート誘致の意義についての認識を問うということで。今まで、私も再三ですね、この合宿誘致とかアスリート誘致については質問してきましたので、あえて、あんまりは詳しくはここに書いておりませんけれども。

その点についてですね、最近の現状なんかも踏まえて、ちょっと答弁いただきたいと思います。

議長（山本久夫君）

産業推進室長。

産業推進室長（森下昌三君）

それでは通告書に基づき、小松議員の、合宿誘致やアスリート誘致の意義についての認識を問うのご質問に

お答えさせていただきます。

まず、取り組みの現状はということですので、それからご説明をさせていただきます。

第1次黒潮町総合振興計画にも掲げられております、スポーツ合宿の誘致については、NPO砂浜美術館が主体となって、スポーツ合宿やアスリートの誘致に、特に昨年度より積極的に取り組んでいるところです。

アスリート誘致については、プロ野球選手の自主トレを誘致して、観察に来ていただけるようになっていましたが、残念なことに体調不良などの都合によりスケジュール調整が困難となつたため、実現できませんでした。

しかし、誘致とは言い難いかもしませんが、プロサッカーチームFC町田ゼルビア所属の、地元プロサッカー選手の藤田選手に帰省していただき、サッカー教室や講演会、また砂浜トレーニング、そして土佐西南大規模公園体育館内のトレーニングジムでのデモンストレーションなどを実施していただき、当町のスポーツ振興にご協力していただきました。

また、大会の開催や大会誘致については、NPO砂浜美術館と企画して黒潮町サッカーフェスティバル大会を昨年初めて主催しまして、大会はいずれも2日間の開催で、時期を変えて、9月に中学生大会、3月に高校生大会を開催して、中学生大会では県内6チーム、愛媛県5チーム参加。また、高校生大会では、県内6チーム、愛媛県2チーム参加していただき、関係者からは、技術の向上や交流ができたとの評価をいただいております。

また最近では、今月の6月2、3の2日間に、第17回全日本女子ユースU15、15歳以下ということですが、サッカー選手権大会の四国大会も、土佐西南大規模公園サッカー場で開催していただきました。

このほか、来月の7月24から26日の3日間には、スポーツメーカーのミズノが主催する、ミズノカップサッカー大会も予定しています。この大会は、西日本の高校生が対象となっておりまして、8チーム参加の予定です。人数の規模的には300人ぐらいの予定で、レベルの高い試合だと聞いております。開催地については、広島県、宮崎県、高知県の候補地の中から、努力あって当町が選ばれました。

また、その間には、某プロサッカーチームの強化部長さんにも観察に来ていただき、誘致や施設についてのアドバイスをいただきました。

そのほか、高知ファイティングドッグスのキャンプや公式戦、町アマスポーツ合宿支援事業助成金の活用による誘致。その誘致の実績としては、アマスポーツ合宿団体は4大学のスポーツ部が、土佐西南大規模公園施設やゴルフ場を利用して合宿を実施していただきました。

このように、スポーツ大会開催や関係機関、県のサッカー協会などですが、の協力をいただき、地域経済活性化を視野に入れながら、合宿誘致を推進して集客に努力して取り組んでいる状況です。

取り組みについては以上です。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

大変長い答弁、ありがとうございました。

かなり取り組みは最近なされてるようで、その質問の内容がですね、そういう合宿誘致することによっての意義ということで聞いているわけですけれども。

まずそういうことで、人が来るということは、いろんな目に見えない経済効果、目に見える経済効果、そういう波及が、経済波及というのがかなり増えてきてるんじゃないかというふうに思います。ほんと、そういうアスリート、この質問ですね、スポーツ振興についての中の合宿誘致ではありますけれども、スポーツ振興というのはですね、いろんな意味でいろんな所につながっていきます。まあ、今の答えていただいた、

その合宿誘致やアスリート誘致なんかをすることによって、この町のイメージアップにもつながります。

今、産業推進室長でしたけれども、室長のとこでやってる特産品開発。特産品なんかも、自分、前の質問で言いましたけど、地域ブランドを作るためにはその地域のイメージが大事だということで、そういういたイメージづくりにもつながります。ほんと、今日の答弁の中で町長が、さっきの矢野さんのときですかね。道路がこっち来たら、合宿誘致とか、そういうがをしなければならない。もっとどんどんやっていくというふうに答えていたように思いますけれども。

合宿とか、そういう受け入れ態勢するには、もうちょっとこういろいろな整備が必要やないかと思いますけど。

そのへん、どうですかね、町長。町長。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

室長の答弁にもありましたように、昨年度からこのスポーツ大会、あるいはスポーツ合宿の誘致については力を入れて取り組んできたところでございます。また、県の補助制度の補完制度を町で新設致しまして、さまざまな助成制度を活用しながら、そういうたった誘致活動にも取り組んできたといったことになっております。

これまで以上に強化をする必要がございます。その中でも、特にこの合宿等々の経済波及効果が大きく見込まれるもの。こちらについての誘致活動を昨年1年間、力を入れてやってきたわけでございますけれども、やはり人脈が相当左右すると、そういうたった要因になっております。そういうたった人脈、町内から出られたさまざまな人脈があるわけでございますので、そういうたった方たちもお頼りしていくと。こういった方法も一つの大きな効果を生むと、そのように認識しているところでございます。

それからまた、特に大事なのは、来ていただいた個人あるいは団体の皆さんに満足してお帰りいただく。これは、スポーツ施設の整備等々も含まれるわけでございますけれども、何より、住民を挙げてのおもてなしの心が必要であろうかと思っております。そういうたったソフト的な所にも力を入れて取り組んでいく必要があると、そのように認識しております。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

突然振って、素晴らしい回答をいただきましたけれども。

ほんと、そういうアスリート誘致なんかは、やっぱりその人脈がすごい大事だと。ほんとに今からもですね、そういうたった人脈の発掘とともに、そこからも始めていかないかんななってきます。まあ、実際今、そういうたった人脈もまだまだ残ってるわけですから、大切にそのへんをしていただきたいと思います。

ほんで、スポーツ振興について、これ文部科学省の方も出しておりますけれども、どういうたった意義があるかということですね。これは、どうも教育委員会の方へ行かないかんと思うがでありますけれども。

スポーツはですね、この文部科学省が出来るのがですね、青少年の健全な発展を促すものであり、特に自己責任とか、克己心やフェアプレーの精神を培う、まあ、うんぬんと書いてまして、これは青少年の育成に資するということです。

それから、スポーツを通じてですね住民が交流を深めていくことは、住民相互の新たな連携を促進するとともに、住民が一つの目標に向かい、共に努力し、達成感を味わうことや、地域に誇り、愛着を感じることにより、地域の一体感や活力が生まれて、人間関係の希薄化などの問題を抱えてる地域の再生にもつながると、そういうたったことも書かれております。

それから、スポーツ振興することによって、住民の心身の両面にわたる健康の保持、増進に大きく貢献し、医療費の節減の効果にも期待がされるとか、そういった経済部分にも寄与すると、そういうことがあります。

そこでですね、カッコ2の方にいきたいと思いますけれども。

カッコ2はですね、久々に出しております。部落対抗ソフトボール大会を復活してはどうかと、そういうことでありますけれども、いかがでしょうかね。

議長（山本久夫君）

教育次長。

教育次長（金子富太君）

小松議員の、部落対抗ソフトボール大会の復活をの質問にお答え致します。

議員ご承知のように、黒潮町におきましては各種スポーツレクリエーション活動の推進に積極的に取り組んでおり、町内で行われているスポーツの状況は、スポーツ推進委員等による新たな競技の普及等により、スポーツの種類も多岐にわたり、愛好者も多くなっております。これにより、先ほど議員も言われました交流等、また健康増進等も、いろんな場面でやられておるところでございます。

町内のスポーツ団体の状況ですけれど。平成24年度には、黒潮町体育会へ登録している団体が、大方町バレーボール協会をはじめ11団体で、それぞれの団体でスポーツ等を楽しみながら交流を行っているところです。また、11月にはスポーツ月間として、町民に参加の呼び掛けを行い、平成23年度では6つのスポーツ等が行われております。黒潮町体育会に登録されてない団体においても、大会を開催したり、また、それぞれの競技の大会へ参加されるなどにより、スポーツを楽しめておるところでございます。

ご質問のソフトボールにおいても、愛好者が多く、町内の活動も活発に行われており、リーグ戦も開催され、交流が行われているところです。このように、さまざまなスポーツ愛好者が各種の大会や独自の活動を通して、地域住民との交流と親睦が図られておりますので、新たに部落対抗ソフトボール大会を町が開催することは、他のスポーツとの関係からも難しいところでございます。

つきましては、部落対抗ソフトボール大会においても、ソフトボールの愛好者等が集まってですね、大会を開催することはできないものかと考えているところでございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

教育委員会の方が答えると、いつもそういうふうな答えになってくる。もう、必ずそうやと予測されたような答えが返ってきましたけれども。

このソフトボール大会いうのはですね、旧大方の方ではかなり歴史がありまして、何のためにやるかという、そういう理由があります。今、よく言われております、その防災についての共助とか、そういうがにもつながってくるわけです。

何でかというとですね、こういうスポーツを通じて競技をすること、まあその地区ごとに競技をするというのはですね、その地区ごとに、やはりさっきちらっと説明しましたけれども、連携ができるとか、横のつながり、それから人間関係の構築、そういったことができるわけですので。まあ、ほかのスポーツはほかのスポーツで趣味でやってる人とは違います。だから、町がやはり主催してやらなければならぬというのは、そこにあります。そういうところでですね、今日はもう1回、復活をということで言っています。

まあ、別に教育委員会が、その意味ではやらなくてもいいわけですね。これは生涯学習の方が担当するがかもしれませんけど、さっき説明したように、健康面にもかんすることもあります。それから、グラウンドの使

うことについてもありますし、それから、さまざまなほかの課も協力してやるべきだと思います。

それと、昨年度ですね、教育委員会の方が黒潮町のスポーツに関する意識調査いうがをやっております。この中で、その分析とかいうがもやっておりますが、そういったアンケートを取った中でですね、さっき、次長が説明していたようにですね、いろんなスポーツあります。で、今日は主催するスポーツにおいてですね、割とその町民いうか、黒潮町民が参加するのが1割に満たないとか。そういうのではですね、本当言うたらあんまり意味ないし、個別に参加するのでも、今言った地域のコミュニティーをつくったりするにはあんまり意味がない。ですので、ソフトボールいうのはすごい大事なわけです。で、せっかくこうやって調査した内容を、やっぱり生かしてはいかないかんわけですので。

例えば、その部落対抗ソフトをやるとなるとですね、町が主催するスポーツイベントの中で、1割も満たないようなスポーツイベントやなくて、部落ソフトの場合は100パーセントに近い、まあ、ほとんど100パーセントですね、黒潮町民が参加するわけですよね。こんだけ、ソフトボールで1チーム、9人から10人ばあはチームつくるわけですよ。で、その各地区が集まれば、何百人も一遍に会したスポーツ大会ができるわけで、すごい有意義な大会じゃないかと、まあ私は思うんです。

それでですね、まあ今の答えでは、今のとこやる予定はないと言いましたが。これも、3年ぐらい前にも先輩議員がそういう質問したときに、やる意思はないというふうに言われました。そういう検討もしないのか。今からこういった質問を聞いてですね、ああ、それはやってみるべきだなあ、ほかの課とも検討しながらやつていくべきじゃないかなあ、というふうな答えがほしいわけですけれども。

いかがですかね、教育長。よろしくお願ひします。

議長（山本久夫君）

教育長。

教育長（坂本 勝君）

お答えを致します。

4年前にですね、ここで素っ気ない答弁を致してしまいましたけれども。

先ほど、次長の方がですね説明を致しましたように、いろんな町内ではスポーツ愛好者によってですね行われております。

部落別のそのソフトボールの意義ということについても、議員いろいろとおっしゃられましたけれども、そういった中で、ではなぜそのソフトボールにするのかということにもなってきます。例えばですね、スカッシュバレー、あるいは、町民運動会がいいんじゃないとか、そういうご意見もあるうかと思います。部落別対抗の、なぜソフトボールにするのかという問題も出てきますし、そういった面を考えますと、部落対抗の意義というのは分かりますが、そこらあたりで検討が必要になってくるということでございます。

従いまして、そういう形でソフトボール、今もやられておりますので、愛好者の皆さんがですねやられる中でチーム数も広がっていきですね、まず、町内にどんどん広がっていくと。そういうことをですね、目指していただければというふうに考えております。

そういうことから、現時点でなかなか部落別ということにはなりにくいということでございます。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

今の答弁では、まあ、やる意思がないような答弁でしたけれども。

何でソフトボールか、ということがありましたね。そのソフトボールが何でいいかというのは、まあ、いろんな理由もありますけど、一つの理由はですね、その競技によって人の連帯感が生まれる競技と、まあ、3人、4人でやる、個人的に競うような競技があります。それと、さっきの自分の質問の中にもありましたように、結構、黒潮町になってからではないわけすけれども、旧大方のときにはそういう歴史があるわけです。で、そういういたグラウンドもあるわけです。何でソフトボールかというと、ソフトボールという競技、まあこれは野球も一緒ですけれども、一人一人がバッターボックスに立って、全員を支え、まあいたら、よく言いますね、チームワークという話、何回もさしていただきましたけれども。みんなの力を合わせてやっていく。まあ、ほかのスポーツもそうなわけですけれども、特にソフトボールとか野球みたいな競技はですね、攻撃するときには一人一人バッターボックスに立って、一人一人競技するわけですね。で、守るときは、みんなで支え合いながら守る。そういういた競技がですね、その地域がまとまってやるとですね、割とこの心がつながり合うというか、まあ、つながりやすいというかですね、そういういた競技であることは確かです。まあ、別にそれだけじゃない。ほかの競技もあると言やあそうなわけですけれども。そうかといって、ほかの競技をやるかいうたら、そうじゃないわけでして。ですから、自分が提案しているのは、歴史のあるソフトボールをやつたらどうかということですね。ぜひですね、今から検討していくというような答えはもらいたいと思います。

それと、もし教育委員会がやらないのであればですね、健康福祉課とかですね、または、総務課でもいいです。何でもいいです。どこでも。町長。町長、町長。どうですかね。

さっき言ったようにですね、今から災害のための地域のつながり、コミュニティーをつくっていくためにも、ソフトボールが大切だと言っておるわけですけれども。まあ、やるかやらんかというがは別として、町長の考え方はどうですか。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

親子2代にわたって立場は変わりましたが、答弁させていただきます。

まず、だんだんに申し上げていただいたとおり、この部落対抗ソフトボール大会、非常に意義深いイベントになることは、議員と同様の認識を持っております。しかしながら、これまで想定しておりました教育委員会の生涯学習係でということになりますと、今の手持ち、業務量を考えますと、まあ、いっぱいですので。

今回、質問でご指摘いただいたように、他課での、あるいは住民の皆さん、団体を巻き込んだ実行委員会形式、こういったものが検討できないか、そういういたところには着手していきたいと思います。

議長（山本久夫君）

小松君。

1番（小松孝年君）

ありがたいお答えいただきまして。

ほんと、そういうがでもですね、やっぱり、今から町のこと、やっていこうとする事業にも大きくかかわってくるわけですから、ぜひですね、その住民が勝手にやれじゃなくって、町が仕掛けを作つてですね。あと、やるとなりやあ、みんな協力してやるわけです。

それから、そんなになぐれてやらないかんもんでもありません。もう、当日グラウンドへ行って、ライン引いて。あと、行政やってもらうということですね、まあいたら案内を出したりですね、そのちょっと準備もありますけれども、そういういたぐらいでできますんで。そんなに大して、ほかのイベントと比べて難しいもんじゃないです。みんながやりたいと思う行事は、みんな手伝ってくれますから。まず、その行事をやることに

よって、みんなが手伝ってくれるいうことも一つの大事なことですのでね、そのへんを頭に入れて。まあ、こっちばかり見て言いようがやけど。

まあ、さっき町長も言うてくれましたので、そのへんをですね、もう町全体でですね考えて、ぜひやっていくように検討していただきたいと思います。

以上です。

議長（山本久夫君）

これで小松孝年君の一般質問を終わります。

この際、3時35分まで休憩します。

休憩 15時 19分

再開 15時 35分

議長（山本久夫君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次の質問者、宮川徳光君。

12番（宮川徳光君）

では、私の一般質問をさしていただきます。

私にとりまして今定例会は、私が新米議員ということもありまして2順目のスタートと位置付けまして、あらためて気持ちを引き締め直してというふうな思いもありまして、私の昨年のですね、最初の一般質問にて質問しました、安心、安全なまちづくりに関係したことを1点。

もう1点は、今回の質問案の検討をしていたときにですね、タイミングがいいといいますか、住民から、私の物忘れが原因の県への問い合わせがありまして、そのときの私の対応が、立場をわきまえていないとのおしゃりを受けまして、その反省をしている中で、以前から言われている中身が、まあ同様の課題につきまして、先ほど申しだしたような私でございますが、わが身を振り返ることなく質問をしようと、そういった考えに至ったわけでございます。前置きはそんくらいですが。

まず、通告書に載せてあります1番目と致しまして、津波対策についてということで。

昨年、町役場本庁舎の移転位置を高台へと見直した後、低地にある町営住宅や文教施設の高台移転が表明されておりましたが、一般住宅についても高台への新築や移転に向けての早期の環境整備を急がなければならぬと考えますが、その考え方を伺いますというふうに書いております。

内容としまして、先の津波浸水高の発表以後、住民からは、私たちの住宅も高台に建てられるように早くしてほしいとの声が、以前にも増して多くなってきております。また、先日は、海岸沿いの低地にお住まいの方が、津波を考慮して、高台の住宅地の中古住宅を購入したという話も聞きました。

一方、現在、入野地区の国道端で、2軒の新築工事が行われています。昨年6月に、大方高校におきまして、高知大学の岡村眞教授によります、南海地震に備えるとの演題での講演会がありました。その中で岡村教授から、土佐くろしお鉄道入野駅そばに最近建てられたと思われる家がありますが、建てられた方の考え方方が分かりづらい、といったような話がありました。

あれからちょうど1年。先に申しました2軒の新築が住宅であったとして、この現実を岡村教授が見られたとき、どのような言葉を発するかということに思いをはせたとき、加えて、その場所への新築が多くの選択肢の中より選んだ結果ではないだろうと思うとき、一般住宅についても高台への新築や移転ができるよう、早期の環境整備を急がなければならないと、そういった思いが強くなってきます。

昨年の東日本大震災では、古くからの言い伝え等を守り、高台に建てられた家は難を逃れていると聞きます。

当黒潮町においても、地形的な面から高台への宅地の確保が難しい地区も多いと思われますが、高台にある国営農地などについて、宅地としても利用できるように早急に取り組むべきと考えますが、いかがでしょうか。

ということで、お伺い致します。

議長（山本久夫君）

町長。

町長（大西勝也君）

宮川議員の、一般住宅の高台への新築や移転に向けて、早期に環境整備をというご質問にお答え致します。

3月31日の新想定の公表を受けまして、高台の住宅地のニーズが高まることが予想され、かつ、行政と致しましても、居住地の高台への政策誘導は積極的に検討すべき課題であるととらえております。

まず、高台移転につきましては幾つかの手法がございます。

これまで佐賀地区で進めてまいりました、白石団地の整備に代表されるように、現行の補助スキームを活用し整備した後、総事業費から補助分を差し引き、実質的な町負担となる非補助分について面積割り等で地価を確定し、受益者にご負担をいただくという手法。こちらにつきましては、立地条件等にも左右されますが、一般的に民間主導の分譲よりも地価が安く設定できると思われます。しかしながら、それでも応分の負担をいただくといったことになります。

次に、比較的造成が容易であると思われる、既存の候補地の利活用。これは、議会でも度々ご質問いただきます、国営農地等がこれに当てはまると思います。これらの規制を外し、住宅地として再整備する手法。こちらにつきましても、当然、応分の負担をいただくわけでございますけれども、そのほかにも規制の除外等が大きな課題となってまいります。

そして、これまで議員協議会等々で申し上げてまいりました、防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等にかんする法律を適用した手法でございます。こちらにつきましては、国の補助を定める同法第7条、住宅団地の用地の取得及び造成に要する経費から、移転者の移転に対する補助に要する経費までの各項について、同法施行令第2条において、それぞれ4分の3を補助するものとされており、また、住宅団地において移転者が建設する住宅の用地で、移転者に貸し付けるものにつきましては、地価からその5割以内を減額した対価による譲渡、または貸付ができるとされており、同法適用以外の手法に比べ、対象者の負担軽減が図ることができる優位性があり、移転進ちょくに大きく資すると考えております。

しかしながら、当該取得および造成後の譲渡は適用にならず、また、同法第4条では、移転促進区域内にあるすべての住居が移転されることとなるよう配慮しなければならないとされており、被災前では非常に使い勝手の悪い法律となっております。これらにつきましては、既に内閣府をはじめ、関係省庁に法改正の要望を行ったところでございます。

いずれにしましても、移転に際し、地域コミュニティーや個人の出費には慎重に配慮しなければならず、また、その配慮がなければ進ちょくは図れないと考えております。従いまして、今後出てくる材料の整理、あるいは検討にも、相当の時間を要すると考えております。従いまして、併せて推進していくなければならない各種防災施策のプライオリティーを考えましても、現段階において直ちに相当の労力を要する高台移転について、本格的な検討を開始するといった段階に至ってないと認識しております。まずは、喫緊の課題ととらえております避難道、避難場所の整備について、全力で推進してまいりたいと考えております。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうも。

昨年の1回目の一般質問でと私言いましたけども、昨年9月の定例会でございましたけども。そのときの状況と今とで、随分進んだなというふうに受け取っております。また、これからも前へ進めていっていただけるような熱意も感じましたんで、ありがとうございました。

続きまして2番目ですね、より良き住民サービスを目指してという項目でございますか。

通告書には、おのの立場の再確認を前置きしております。私たち議員と町長は、直接、町民による選挙で選ばれ、また、町の職員は採用されて、それぞれが町民、地域のために仕事をする立場にいるわけで、町民は日々その意識を持って我々を見ております。その目線で、今回は職員について考え方を伺います、としております。

自分も、議員として大いに反省することが多いわけでございますが、まあ今回は質問する立場でございますので、議員、また町長は答弁する立場でございますので、それを除きまして職員に限った形で。まあ内容としましたら、立場が同じような立場でございますので、まあ自分の身に振り返るといいますかね、そういうふうな意識を持って質問致します。

まず1つ目はですね、地区のボランティア活動への参加についてということで。

以前から、町内のボランティア活動、例えば、入野松原、砂浜の清掃等への町の職員の参加が少ない。参加されている方は毎回のように参加されているが、その数は少なく、参加されていない方は全然参加なしの状況で、その割合が多いといった声がありました。

職員は、町民のため、地域のために仕事をしてくれております。町民からすると、地域の宝だとも思えます。少子高齢化が進む中、だんだんとその思いは強くなってきており、今後もその傾向は強くなっていくと思われます。今年の新規採用職員の紹介欄でも、それぞれの方たちが住民の皆さんのお役に、地域の皆さんのお役に、町のために、との抱負を述べられておりますが、まさに立場に立った言葉であり、頼もしい限りで、反感を買う人はいないと思います。多くの先輩職員も同じ思いでスタートされ、今もその思いは変わっていないと思います。

ある方が、人が何かの言葉を発したり行動したりするときには、少なくとも100以上の要因があると言われました。要因にも大小さまざまな要因があると思われますが、加えて、特に職員や私たちが意識しておかなければならぬと思われるが、立場をわきまえるということだと思います。何かの機会ごとに、ぜひ、我々の立場の再確認をさせながら事に当たっていただけましたら、結果はおのずといいものとなっていくと考えます

が、町長はどのようにお考えでしょうか。

次の質問も同じような内容となろうと思いますけども、いたんこの質問をさしてください。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田 壮君）

それでは宮川議員の2番目、より良き住民サービスを目指してという部分の、地区のボランティア活動への参加について対しまして答弁をさせていただきます。

私たち職員がですね、仕事を離れ、自分の時間に地域住民として地域づくり活動、自治会、PTA、それから砂浜の清掃などのボランティア活動に参画することは、地域住民と思いを共有することができますし、現場での気付きなどもあり、仕事の仕方、また在り方などを考える、良い機会になのではないかと考えています。

また、地域住民の方々とコミュニケーションを図ることによって、一番大事な行政との信頼関係が構築できなのではないかと思っておりまして、大変有意義なことであるというふうに考えております。

このようなことから、常々職員には、地域の活動などには積極的に参加するようにお願いをしているところでございますし、職員もボランティアの意義、必要性は十分理解していただいていると思っています。いろいろなご意見はあろうかと思いますが、全体的にはさまざまなボランティアに多くの職員が参加していただいていると思っているところでございます。

しかし、議員ご指摘のように一例を取ってみれば、そのようなことがあるかもしれません。特に、入野松原、砂浜の清掃については、多くの住民の皆さんに協力をしていただいておりまして、職員のことが気に付くのではないかと思っております。ボランティア活動は、入野松原、砂浜の清掃だけではありません。さまざまなボランティアがあり、職員も積極的に参加していただいているので、一例だけを判断されると、職員はモチベーションが保てなくなるのではないかとも思っております。

執行部からは、職員に対して、このボランティアに参加せよといった強制はできませんし、職員も休日には家庭などの都合があり、ボランティアへ参加したくても参加がなかなか難しい状況などもありますので、そのへんはご理解もいただきたいと思いますが、入野松原清掃のご指摘はですねご指摘として真摯（しんし）に受け止めなければならないと思っております。

いずれにしましても、今、公務員は、議員が申しましたように、積極的にボランティア活動に参加することが求められているというふうに思ってますが、自ら積極的に参加し、地域づくり、まちづくりにかかわっている状況も多くあります。従いまして、今後も職員には、地域づくり活動などのボランティアに積極的に参加してもらえるような環境づくりに努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうもありがとうございました。

若干、その受け取り方に相違があるかとは思いますけども、まあ全部を否定しているわけではございませんし。まあ、目的のより良い住民サービスに向けて、その中の一つの大変なことだと思いましたんで、質問させていただきました。

その次の質問にいきます。

2番目ですが、町民の来庁時等のあいさつについてということで。

町長が就任以来、あいさつがだいぶ良くなつたとの声が多くなりましたが、まだまだとの声も多く聞こえる現状について、ということです。

この質問は、先ほどのボランティアの話と根本的には同じ内容のことと思われますが、私がこの質問を取り上げましたのは、冒頭申し上げました、私の、ちょっと立場をわきまえていないとのおしかりを受けたこともあります。私は常々といいますか、大ざっぱな言い方をすれば、あいさつとか、一言の断りいうんですかね、そういうものは大事なものと思っているからでございます。

私の周りでも、一言のあいさつや断りが抜けていたため、例えば大きな事業などが動かなくなったり、何の価値もないと思われるような支障木が切らしてもらえないなどの話は多くありました。先ほどのボランティアの話と根本的には同じと言いましたのは、共に立場をわきまえていなかった言動、まあ、表現が適切でないかもしれませんけども、そういうものが大きな原因になっていると思われるからです。

2年ほど前を振り返っての話ですが、私は先の町長選挙の際の地区懇談会において、すれ違う際などにもあいさつをしない職員が多く見受けられるが、どう考えるか、と問い合わせました。当選して3ヶ月もあれば改善

できるとのことだったように記憶しておりますが、私の感じでは、大いに改善してきているように感じますが、現在でも、まだまだあいさつをしない職員が多いとの声はあります。このことだけから判断しますと、自分の置かれた立場への意識が薄れてきているか、または、まだまだ分かっていない職員が多いと受け取られかねません。

町はこのたび、防災に特化した地域担当制を導入しました。多くの職員と地域住民が一緒になって、大きなことをやろうとしております。この事業に限ったことではありませんが、どんな事業にしても成功の鍵は、お互いの信頼関係が握っていると言っても過言ではないと思います。そして、この信頼関係を築き上げるのには、普段のあいさつが大きな力を持っていると思います。少し厳しい言い方をするならば、日ごろのあいさつが大事なものであるということが分からぬようなことでは、人の信頼を得るのは難しいと言えるかもしれません。

この考え方、先ほどの何かの機会ごとに、ぜひおのの立場の再確認をされながら事に当たっていただければ、結果はおのずといいものになっていくとの考えを添えまして締めくくりたいと思いますが、町長の考えはいかがでしょうか。

議長（山本久夫君）

副町長。

副町長（植田壯君）

それでは宮川議員の2番目、より良き住民サービスを目指してのカッコ2につきまして、お答えさしていただきまます。

あいさつの挨（あい）にはですね、心を開くという意味が、また拶（さつ）には、その心に近づくという意味があるようでございます。平たく言えば、あいさつは、よろしくお願ひしますという人間関係をスタートさせるためのコミュニケーションの第一歩だと言えるのではないでしょうか。そういう意味からも、あいさつは宮川議員が申しますように、人間として大変大事なことありますし、基本的なことであると認識しているところでございます。このことから、ボランティアと同様、職員にはあいさつを自分から進んでしましょうと話をしているところでございます。

また、管理職はあいさつ運動と称して、毎月20日に児童生徒が通学する場所に立って、あいさつ運動を実施しているところでございます。こういったことが効果として表れているのか分かりませんが、最近、住民の方々から、職員のあいさつ、対応が良くなっていると、大変うれしいお話もお聞き致しておりますので、全体的には良い方向になっているのではないかと思っているところでございます。

しかし、このことも議員ご指摘のように、まだまだといった声があるのも事実でございますので、職員はこのことを真摯（しんし）に受け止めなければならないと思ってますし、再確認をしていただきたいというふうに思っております。

人間は、まずはあいさつからと言われておりますので、今後も職員と一丸となって、より良き住民サービスの向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

議長（山本久夫君）

宮川君。

12番（宮川徳光君）

どうも。

今の答弁の中にありました、住民の方が良くなってきてるという声が多くなってきてるというのは、私もそういうふうに感じております。それは先ほど申し上げましたけども。

まあ、人の気持ちといいますか、いろいろと立場によって変わってまいります。私も弱い人間ですので、いろいろと変わって、先に申したようなことがあったわけです。そういう意味で、良くなってきたるとは思いますけども、我々の置かれた立場を再確認して、より良い住民サービスができるように、共に頑張っていきたいと思います。

質問ではありませんので、一般質問は終わります。

議長（山本久夫君）

これで宮川徳光君の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

散会時間 16時03分